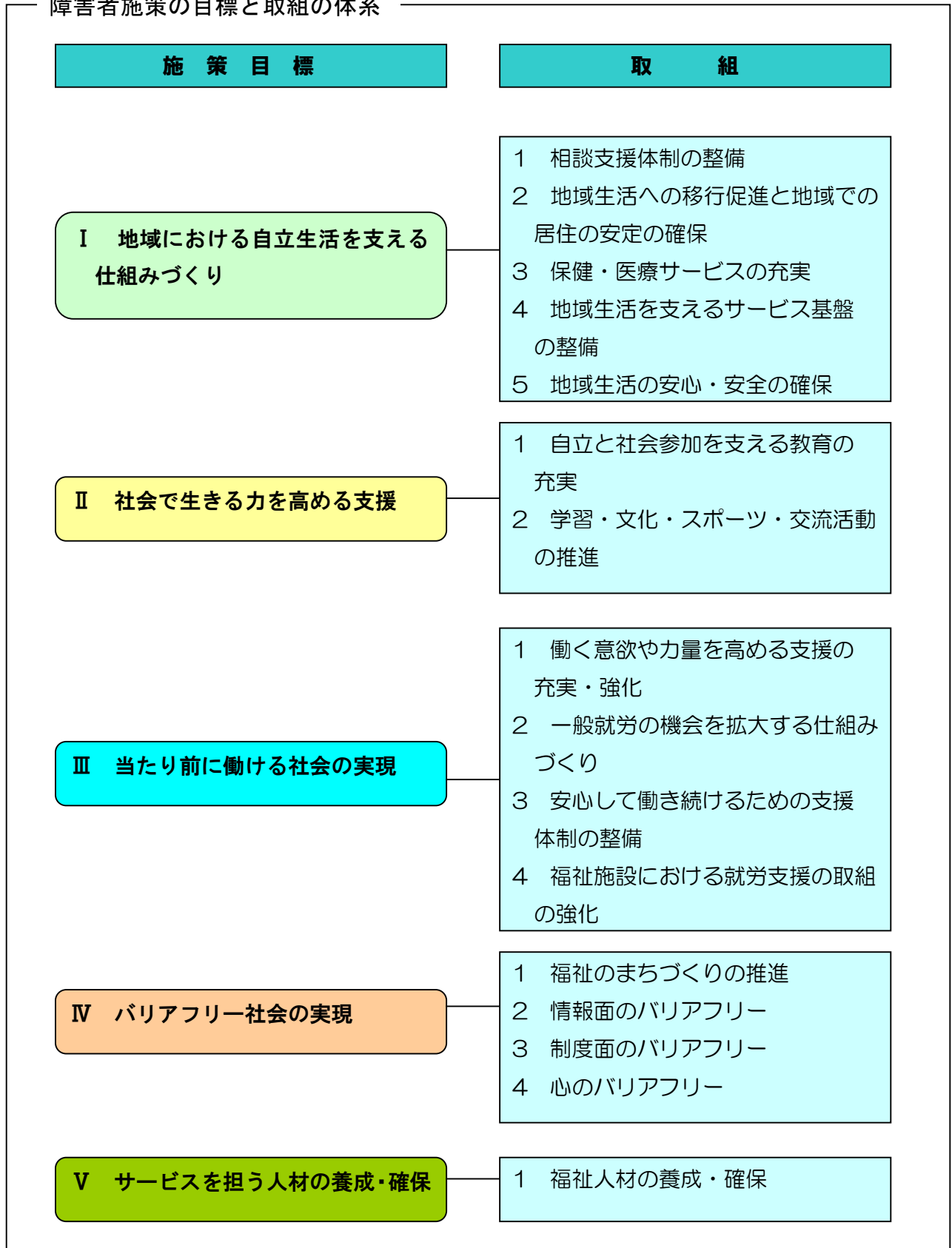


障害者計画に係る計画事業の進捗状況

障害者施策の目標と取組の体系



事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
I 地域における自立生活を支援する仕組みづくり						
取組1 相談支援体制の整備						
(1) 専門的・広域的な相談支援体制の整備						
	1 東京都心身障害者福祉センターの機能の充実 身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、地域支援機能及び専門的・広域的機能の充実を図る。 また、高次脳機能障害など、広域的・専門的な対応が必要な障害に関する支援を行っていく。 [事業実施主体：都]	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村・関係機関等向け支援 67件 ・障害者自立支援法関連研修 6回開催 ・障害者福祉交流セミナーの開催 区市町村・関係機関職員等 589名参加 ・高次脳機能障害者電話相談 805件 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村・関係機関等向け支援 103件 ・障害者自立支援法関連研修 9回開催 ・障害者福祉交流セミナーの開催 区市町村・関係機関職員等 253名参加 ・高次脳機能障害者電話相談 442件 	地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の一層の充実を図る。	福祉保健局	
	2 都立(総合)精神保健福祉センターの機能の充実 都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成など、地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の充実を図る。 また、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に必要な体制整備を行うコーディネーターを各センターに配置する。 精神保健福祉センター(昭和41年度開設) 中部総合精神保健福祉センター(昭和60年度開設) 多摩総合精神保健福祉センター(平成4年度開設) [事業実施主体：都]	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び訪問指導件数 32,498件 ・技術指導・援助及び協力組織の育成 8,174件 ・教育・研修 96回 7,737人 ・普及活動 14,551件 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び訪問指導件数 33,605件 ・技術指導・援助及び協力組織の育成 10,231件 ・教育・研修 73回 6,112人 ・普及活動 14,323件 	地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の一層の充実を図る。	福祉保健局	
	3 都の障害者総合相談支援機能の検討 障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、区市町村が身体・知的・精神の3障害に一元に対応することができるよう、地域支援機能及び専門的・広域的支援機能について検討を進める。 [事業実施主体：都]	検討中	検討中	引き続き検討	福祉保健局	
	4 東京都自立支援協議会(東京都地域生活支援事業) 障害者(児)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障害福祉に関する方策を協議する場として設置する。 [事業実施主体：都]	2回開催(協議会形式及びセミナー形式)	1回開催(協議会形式) ※セミナー形式は震災のため中止	引き続き実施する。	福祉保健局	
	5 高次脳機能障害支援普及事業(東京都地域生活支援事業) 高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。 区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 【支援拠点】 東京都心身障害者福祉センター 【事業内容】 ① 相談支援 ② 地域支援ネットワークの構築 ③ 人材養成、広報・普及啓発 ④ 「相談支援体制連携調整委員会」の設置 ⑤ 緊急相談支援事業 [事業実施主体：都]	①相談支援件数 805件 ②地域ネットワーク連絡会 7圏域で実施 ③相談支援体制連携調整委員会 2回開催 ④支援従事者向け研修会及び連絡会の開催 ⑤一般都民向けセミナーの実施 ⑥就労準備支援プログラムの開始 ⑦実態調査の実施	①新規相談件数 442件 ②地域ネットワーク連絡会 2圏域で実施 ③相談支援体制連携調整委員会 2回開催 ④支援従事者向け研修会及び連絡会の開催 ⑤就労準備支援プログラムの実施 ⑥緊急相談支援事業「家族相談交流会」2回開催 ⑦モデル事業を2圏域(区西南部、西多摩)で実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	6 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 (東京都地域生活支援事業) 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。 [事業実施主体: 区市町村]	2区で実施	20区市町で実施	12区市町村での事業実施を図る。	福祉保健局	(23年度事業目標) 30区市町村での事業実施を図る。
	7 高次脳機能障害者緊急相談支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 心身障害者福祉センターのノウハウを活用し、区市町村の相談支援事業の充実につなげるため、相談・研修経費等の支援を行う。 [事業実施主体: 区市町村]	—	4区市で実施	地域における相談支援事業の充実を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	8 東京都発達障害者支援センターの運営 (東京都地域生活支援事業) 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 【対象】 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児(者)及びその家族 [事業実施主体: 都]	①相談支援件数 1,633件 ②発達支援件数 89件 ③就労支援件数 326件 ④普及啓発 講演会等を5回開催 ⑤連絡協議会 2回開催	①相談支援件数 3,556件 ②発達支援件数 41件 ③就労支援件数 391件 ④普及啓発 講演会等を4回開催 ⑤連絡協議会 1回開催	継続して実施する。	福祉保健局	
	9 発達障害者支援開発事業 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害児(者)について、先駆的な支援の取組をモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児(者)に対する有効な支援手法の開発を図る。 (事業内容) ① 発達障害者支援モデル事業 ② 医学的支援手法の開発 ③ 発達障害相談における困難事例検証事業 [事業実施主体: 都]	・企画・推進委員会の設置 ・発達障害者支援マネージャーの配置 ・モデル事業を1区で実施	・発達障害者支援体制整備推進事業(推進委員会の運営、研修、講習会の実施) ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 21区市で実施	乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備に向けたモデル事業を実施し、その成果を取りまとめ、支援手法を他の区市町村に普及する。	福祉保健局	22年度より、「発達障害者支援体制整備推進事業」及び「区市町村発達障害者支援体制整備推進事業」に再編
	10 障害児等療育支援事業の推進 (東京都地域生活支援事業) 在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。 ② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。 ③ 施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。 [事業実施主体: 都]	8施設 都立 3施設 民間 5施設	8施設 都立 3施設 民間 5施設	継続して実施する。	福祉保健局	
	11 児童相談所の機能の充実 福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、困難事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、「子ども家庭総合センター(仮称)」を整備する。 [事業実施主体: 都]	(20年度まで)実施設計	(21年度)建設工事請負契約締結 (22年度)建設工事中	24年度開設予定	福祉保健局 教育庁 警視庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	12 保健所の機能の充実 身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。 (主な事業) ・障害者施設等の入所者等に対する受託健診 ・障害者等歯科保健推進対策事業 ・精神保健福祉相談・訪問指導の実施 ・精神障害者社会復帰促進事業(専門グループワーク) ・重症心身障害児(者)訪問事業の実施 ・在宅療養支援地域ケアネットワーク事業 ・地域の関係機関、障害者施設職員等を対象とした人材育成や普及啓発(研修・講演会等) [事業実施主体:都]	都保健所 7所 (20年4月1日現在)	都保健所 7所 (23年4月1日現在)	各種事業、保健活動を通じて保健所の機能の充実を図る。	福祉保健局	
	13 夜間こころの電話相談事業 夜間に起こるこころ(精神)の状態悪化(孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等)に関する電話相談に対応できる体制(都内全域)を確保し、相談者のストレス(不安感等の症状)の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図る。 [事業実施主体:都]	相談電話件数 10,541件 (土曜、日曜、祝祭日を含め、365日に拡大して実施)	相談電話件数 15,617件	継続して実施する。	福祉保健局	
	14 障害者社会参加推進センター(東京都地域生活支援事業) 障害の有無にかかわらず、誰でもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。 (センターの主な事業内容) ・社会参加推進協議会の設置 ・専門相談(法律相談、雇用相談) ・普及啓発 [事業実施主体:都]	・社会参加推進協議会:2回 ・普及啓発:障害者週間イベントなど ・相談:249件	・社会参加推進協議会:2回 ・普及啓発:障害者週間イベントなど ・相談:113件	継続して実施する。	福祉保健局	
	15 障害者IT支援総合基盤整備事業(東京都地域生活支援事業) 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。 ① ITに関する利用相談・情報提供 ② 障害者IT支援者養成研修の実施 [事業実施主体:都]	—	① IT利用相談支援事業 相談件数1,556件、HPアクセス数14,240件 ② 障害者IT支援者養成研修事業 基礎コース22人、応用コース21人	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
(2) 地域における権利擁護機関の整備とサービスの質の確保						
	16 福祉サービス総合支援事業 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。 ① 利用者サポート【必須事業】 ・苦情対応 ・権利擁護相談 ・成年後見制度利用相談 ・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談 ② 福祉サービス利用援助 (日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)として実施) 【必須事業】認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を対象 【選択事業】要支援・要介護高齢者、身体障害者への対象拡大 ③ 苦情対応機関等の設置【必須事業】 いずれか一方又は両方を選択 ・第三者性を有する機関の設置 ・弁護士等による専門相談の実施 [事業実施主体:区市町村]	46区市において実施済み	47区市において実施済み	全49区市で実施できるよう、未実施市へ取組を促す。	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	<p>17 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。</p> <p>【区市町村の取組】 ①成年後見制度推進機関の設置・運営 (後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置) ②区市町村の独自取組 (法人後見の実施、中立経費や後見報酬の助成等) 【東京都の取組】 ①成年後見制度の普及・PR ②区市町村や推進機関からの相談への対応 ③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施 ④後見人等の養成 ⑤関係機関や推進機関の連絡会等の開催</p> <p>[事業実施主体：都、区市町村]</p>	40区市において、成年後見制度推進機関を設置済み、または設置に向けた準備に着手済み。	46区市において、成年後見制度推進機関を設置し、1区において設置に向けた準備に着手済み。	全49区市において、成年後見制度推進機関を設置できるよう、未実施市へ取組を促す。	福祉保健局	
	<p>18 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の実施 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。</p> <p>①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス</p> <p>[事業実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会]</p>	東社協から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施(委託先:51団体)	東社協から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施(委託先:57団体)	未実施の市町村社会福祉協議会における取組を推進する。	福祉保健局	
	<p>19 福祉サービス第三者評価の普及 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的として、全国に先駆けて平成15年度より実施している。</p> <p>東京都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施している。評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。</p> <p>東京都福祉サービス評価推進機構((財)東京都福祉保健財団内に設置)は、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行う。また、東京都は同機構への支援、区市町村に対する評価制度の普及促進を行う。</p> <p>[事業実施主体：(財)東京都福祉保健財団]</p>	<p>・評価機関数128</p> <p>・対象サービス数 51 うち障害福祉サービス 26</p> <p>・受審 1,827件 うち障害福祉サービス事業所の受審 262件</p>	<p>・評価機関数126</p> <p>・対象サービス数 51 うち障害福祉サービス 26</p> <p>・受審 1,979件 うち障害福祉サービス事業所の受審 158件</p> <p>・障害者自立支援法に基づく8サービスの共通評価項目を策定(23年6月評価開始)</p>	障害者自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービスを、順次評価対象としていく。	福祉保健局	21年4月より事業実施主体の名称変更((財)東京都高齢者研究・福祉振興財団から(財)東京都福祉保健財団へ) 障害者総合福祉法(仮称)制定の動向を踏まえながら、新たな事業体系に基づく障害福祉サービスを、順次評価対象としていく。
取組2 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保						
(1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進						
	<p>20 地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。</p> <p>【「地域生活支援型」の要件】 ① 障害者自立支援法の新たな事業体系(障害者支援施設)による日中・夜間のサービスの提供 ② 入所者の地域生活への移行促進 自立訓練事業などにより一定の入所期間後にグループホーム等へ積極的に移行させる ③ 地域で生活する障害者への支援 随時の相談、ショートステイ、日中活動の場の提供など在宅者やグループホーム利用者を支援する</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。</p> <p>[事業実施主体：社会福祉法人等]</p>	(20年4月1日現在) 障害者支援施設(旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。)及び旧体系入所施設(身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設) 定員 7,589人分 (都内 4,382人分) (都外 3,207人分)	(23年4月1日現在) 障害者支援施設(旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。)及び旧体系入所施設(身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設) 定員 7,451人分 (都内 4,278人分) (都外 3,173人分)	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 障害者支援施設(旧身体障害者療護施設・旧知的障害者入所更生施設)を、未設置地域において整備する。 21年度～23年度 90人分	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	21 障害者地域生活移行促進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 施設入所者の地域移行をサポートする「地域移行促進員」を区市町村に配置し、施設入所者とグループホーム、日中活動の場とのマッチングや移行後のアフターケアなどの取組により、障害者の地域生活移行を支援する。 [事業実施主体:区市町村]	—	5区で実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	20年度新規事業
	22 障害者グループホーム等移行促進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 入所施設から障害者グループホーム・ケアホームでの地域生活の移行に係る経費の一部を補助し、円滑な移行を支援するとともに、障害者の地域生活移行促進を図る。 [事業実施主体:区市町村]	—	1区で実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	23 精神障害者退院促進支援事業の推進 精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、地域での受入条件が整えば退院可能である者の地域生活移行に向けた支援を行うことにより、退院を促進し、安定した地域生活を実現する。 ① 退院促進コーディネート事業 コーディネーターと地域生活サポーターが、入院中の患者に対して退院に向けた働きかけを行うとともに、退院後の生活の安定に必要な支援を行う。 ② グループホーム活用型ショートステイ事業 入院中からグループホームで体験入居ができるショートステイ事業を実施する。 ③ 地域生活移行支援会議 退院促進支援事業の実績を評価・検証し、都全域への展開に向けた検討を行う。 ④ 地域体制整備コーディネーターの配置 精神障害者の地域移行に必要な体制整備を総合的に行うコーディネーターを(総合)精神保健福祉センターに配置する。 [事業実施主体:都]	6か所で実施 利用者数81名 うち退院者数26名 (18年度からの累計56名)	12か所で実施 利用者数213名 うち退院者数72名 (18年度からの累計255名)	区市町村、保健所等、関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活移行を計画的に推進する。(退院促進コーディネート事業:20年度から12か所)	福祉保健局	
	24 障害者地域生活安定化支援事業(地域活動支援センター補助) (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 地域移行後の精神疾患患者の地域生活に関する総合的な支援体制を整備するため、地域活動支援センターに①医療中断防止、②見守り支援、③専門支援員の機能を付加し、地域移行後の精神疾患患者が安心して生活できる環境を整備する。 [事業実施主体:区市町村]	—	3区市で実施	初年度に5箇所立ち上げ、マニュアルを整備することにより、他区市町村における本事業の取組みを促進する。	福祉保健局	21年度新規事業
(2) ケア付き住宅等の整備						
	25 障害者グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援 (障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む) 知的障害者及び精神障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。 (知的障害) 満15歳以上であって、共同生活住居への入居を必要とする者 (精神障害) 一定の入居期間の後、一般住宅等への転居を条件とする。 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 ◇ 障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。 [事業実施主体:社会福祉法人等]	684か所 定員3,528人分	928か所 定員4,916人分	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 障害者グループホーム・ケアホームの整備を推進する。 21年度～23年度 1,590人分 ◇ 事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。	福祉保健局	21年10月より、身体障害者もグループホーム・ケアホームの対象
		10団地 25戸	10団地 23戸		都市整備局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	26 グループホーム・ケアホームの夜間支援体制の整備 夜間、職員を配置し、入居者の支援及び緊急時の対応などの支援体制を確保するグループホーム等に、補助を行う。 [事業実施主体: 社会福祉法人等]	450か所 (夜間支援体制加算の対象ユニット)	706か所 (夜間支援体制加算の対象ユニット)	グループホーム等における夜間生活の支援体制を強化する。	福祉保健局	
	27 重度身体障害者グループホームの整備・運営の支援 重度身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、介助員を配置するほか地域資源(ヘルパー等)を活用して地域生活を実現する。 【対象】 居宅において生活することが困難な18歳以上の重度身体障害者(障害程度等級が2級以上であって、入浴、炊事、食事等に全面介助又は一部介助を要する者)。ただし、常時の医療を必要とする状態にある者を除く。 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費: 設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 [実施主体: 区市町村、社会福祉法人等]	17か所 96人分	17か所 96人分	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 重度身体障害者グループホームの整備を推進する。 21年度～23年度 50人分	福祉保健局	21年10月より、身体障害者もグループホーム・ケアホームの対象
	28 障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住まいやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。 [事業実施主体: 都]	1,036戸	1,036戸	建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。	都市整備局	
	29 都営住宅への入居支援 (1) 入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40% (2) 優先入居 家族向け募集において、優遇抽選や住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア 優遇抽選(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇(5倍優遇)又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居 (3) 単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。 (4) 特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。 [事業実施主体: 都]	募集状況 ○抽選方式 家族向優遇抽選(5、11月実施) 単身者向(8、2月実施) 単身者用車椅子使用者向(8、2月実施) ○ポイント方式 家族向(8、2月実施) 車椅子使用者家族向(8、2月実施)	募集状況 ○抽選方式 家族向優遇抽選(5、11月実施) 単身者向(8、2月実施) 単身者用車椅子使用者向(8、2月実施) ○ポイント方式 家族向(8、2月実施) 車椅子使用者家族向(8、2月実施)	障害者の居住の安定を図るため、都営住宅への入居に際しての配慮や家賃負担の軽減を行う。	都市整備局	
	30 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成 地域における継続居住を支援するため、区市町村による高齢者及び障害者向けの公営住宅の整備を支援する。 <補助対象> 建設費等補助 [助成事業実施主体: 都、供給事業実施主体: 区市町村]	高齢者・障害者等向け公営住宅 4,631戸	6,491戸	引き続き適正に整備されるよう区市町村を支援する。	都市整備局	
	31 都営住宅の障害者向け設備改善 既存の都営住宅に入居している高齢者、障害者がいる世帯に対して、必要に応じて住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式化などの住宅設備改善を行う。 [事業実施主体: 都]	高齢者向改善 57,067戸 障害者向改善 14,500戸	高齢者向改善 71,869戸 障害者向改善 16,728戸	継続して事業を推進する。	都市整備局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
(3) 居住の安定のための支援体制の整備						
	32 障害者単身生活サポート事業の推進(障害者施策推進区市町村包括補助事業) グループホーム及びケアホームから一般住宅(公営住宅等)への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言、必要な調整を行うことにより、障害者の単身での地域生活を支援する。 [事業実施主体:区市町村]	—	5区市で実施	引き続き、事業を推進する。	福祉保健局	
	33 民間賃貸住宅入居支援制度の実施 (1) あんしん賃貸支援事業 国がモデル事業として創設した高齢者、障害者等に対する入居制限を行わない民間賃貸住宅の登録制度を、東京都も活用し、区市町村が行う障害者自立支援法に基づく居住サポート事業と連携して、物件の登録、登録情報の提供等を21年度までの3か年のモデル事業として行う。 [事業実施主体:国、都、区市町村] (2) あんしん入居制度 (財)東京都防災・建築まちづくりセンターは、自主事業として、身元引受人がない等の理由により賃貸住宅への入居が困難な高齢者や障害者がスムーズに住まいを確保できるよう、利用者の費用負担による見守りサービスの実施、死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う。 この制度を利用することにより、賃貸住宅に入居する高齢者・障害者及び家主の双方が安心して、賃貸借契約を結ぶことができる。	あんしん賃貸住宅登録件数 3件	あんしん賃貸住宅登録件数 0件 あんしん居住制度契約件数 85件	本制度の周知を図り、高齢者・障害者の居住の安定を確保する。	都市整備局	(1)「あんしん賃貸支援事業」は、22年度末、国土交通省の事業終了に合わせ、都においても事業終了。 (2)「あんしん入居制度」は、22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和。
	34 民生・児童委員による地域生活の見守り 障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。	都内の民生・児童委員定数 10,461人 ・民生児童委員 9,666人 ・主任児童委員 795人 民生・児童委員による障害者相談・支援件数(19年度) 15,431件	都内の民生・児童委員定数 10,585人 ・民生児童委員 9,771人 ・主任児童委員 814人 民生・児童委員による障害者相談・支援件数(22年度) 12,770件	障害者問題に係る民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。 ・障害者自立支援法についての勉強会 ・精神保健に関する研修の実施等	福祉保健局	22年12月1日定数改定
取組3 保健・医療サービスの充実						
(1) 障害の早期発見・早期療育の推進						
	35 周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。 [事業実施主体:都]	(20年度末) 総合周産期母子医療センター 9施設 地域周産期母子医療センター 14施設 NICU(新生児集中治療管理室) 207床	総合周産期母子医療センター 11施設 地域周産期母子医療センター 12施設 NICU(新生児集中治療管理室) 264床(周産期連携病院等を含む)	周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。	福祉保健局	
	36 身体障害児療育相談等 (1) 療育相談 身体に障害をもつ子供や、そのおそれのある子供に対する療養上の相談・指導を行い、障害の軽減や治癒を図るとともに、当該児童やその家庭への支援を行う。 [事業実施主体:都・特別区・保健所設置市] (2) 未熟児訪問指導 保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して育児や日常生活の指導を行う。 [事業実施主体:都・特別区・保健所設置市]	個別相談 58人 集団指導 15回 未熟児訪問指導 727回	個別相談 40人 集団指導 10回 未熟児訪問指導 1059回	継続して実施する。	福祉保健局	事務処理特例条例により市町村に移譲

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
(2) 重症心身障害児(者)の療育体制の整備						
	37 在宅重症心身障害児(者)訪問看護 在宅重症心身障害児(者)の健康を保持し、家庭生活の安定を図るため、重症心身障害児(者)看護に習熟した看護師が家庭を週1回程度訪問し、家族とともに日常生活の看護を行うほか、家族への看護技術指導・相談・助言を行う。 [事業実施主体:都]	利用者数 実人員:420人 延人員:12,295人	・在宅重症心身障害児(者)訪問事業 訪問看護 延9,957件 訪問健康診査 21件 主治医、関係機関連絡 延990回 ・在宅療育相談事業 在宅移行支援 延455件 家庭訪問相談 延164件 病院、関係機関連絡 延759件 ・訪問看護師等育成研修事業 基礎編2日間×1回 参加実人数95人 レベルアップ編4回 参加実人数85人 訪問実習 47人 ・在宅療育支援地域連携会議 区部3回、多摩地区8回	継続して実施する。	福祉保健局	22年度より、「重症心身障害児在宅療育支援事業」として充実
	38 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 重症心身障害児(者)施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供などにより、看護師の確保に努め、重症心身障害児への支援の充実を図る。 [事業実施主体:都]	—	プロナース研修 40名 認定看護師(資格取得の機会提供) 4施設	重症心身障害児(者)施設で働く看護師の確保を通じて、重症心身障害児への支援の充実を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	39 北療育医療センター城北分園の改築 老朽化している北療育医療センター城北分園の全面改築を行う。 [事業実施主体:都]	—	(21年度) 基本設計 (22年度) 実施設計 仮設棟設計、建設	21～22年度:設計・仮設移転 23～24年度:工事・開設	福祉保健局	21年度新規事業
	40 府中療育センター改築 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた基本構想の作成を行う。 [事業実施主体:都]	—	(21年度) 基本構想作成 (22年度) 基本計画作成	21年度:基本構想作成 22年度:基本計画作成	福祉保健局	21年度新規事業
(3) リハビリテーション医療体制の整備						
	41 東京都リハビリテーション病院の運営 東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要がある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。 【事業内容】 (1) 専門リハビリ医療の提供(入院165床、うち回復期病棟外来120人/日程度) (2) リハビリ医療に係る教育、研修 (3) リハビリ医療研究 [事業実施主体:都、社団法人東京都医師会が指定管理者]	・入院 55,755人 (152.8人/日) ・外来 16,998人 (57.8人/日)	・入院 54,699人 (149.9人/日) ・外来 15,134人 (51.5人/日)	リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	42 地域リハビリテーション支援事業 障害者や高齢者が寝たきり状態になることを 予防し、地域において生涯にわたって生き生きと した生活を送るためには、急性期から回復期、維 持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑な リハビリテーションの提供が必要である。地域にお いてさまざまな形態で実施されているリハビリテー ション事業を支援することによって、保健・医療・ 福祉が連携した地域におけるリハビリテーションの システム化を図る。 【事業内容】 二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支 援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハ ビリテーションの支援を行う。 ア 地域のリハビリテーション従事者の研修、 援助 イ 直接地域住民と接する相談機関の支援 ウ 福祉用具、住宅回収等の相談への対応に 係る支援 エ 地域の関係団体の支援 オ 連絡会、事例検討会の実施 等 [事業実施主体:都]	12病院	12病院	二次保健医療圏ごとに12 の地域リハビリテーション支援 センターを指定し、地域におけ るリハビリテーション提供体制 の充実を図っていく。	福 祉 保 健 局	
(4) 障害者歯科保健医療体制の整備						
	43 障害者歯科健康相談・支援 これまで、保健所が中心となって障害者に対 する歯科相談等を実施してきたが、かかりつけ歯 科医の定着など一定の成果が上がってきたことか ら、今後は障害の程度が重度・難症例の障害者を 対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を 対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設 への支援等を行い、地域の歯科保健の推進を図 る。 (1) 重度・難症例歯科相談 (2) 施設等歯科健康管理支援 (3) 研修会・講習会 [事業実施主体:都]	重度・難症例歯科相談 83回・764人 施設等歯科健康管理支援 92回・1,434人 研修会・講習会 102回・3,140人	重度・難症例歯科相談 54回・505人 施設等歯科健康管理支援 218回・1,359人・100施設 研修会・講習会・事例検討会 47回・1,551人 ※地域の障害者等歯科保健医 療に関する推進基盤の整備 74回	継続して実施する。	福 祉 保 健 局	東京都歯科 保健対策推 進協議会報 告書を踏ま え、地域の障 害者等歯科 保健医療に 関する推進 基盤の整備 を推進してい くこととした。 また、23年度 より、事業内 容に「摂食・ 嚥下機能支 援基盤整備 」を追加し、地 域の摂食・嚥 下機能支援 の取組を推 進していく。
	44 心身障害児(者) 歯科診療施設の確保 心身障害児の入所施設及び通園施設における 歯科診療事業の運営経費の一部を補助すること により、心身障害児(者)の歯科診療体制の確保 を図る。 [事業実施主体:都]	7か所	7か所	継続して実施する。	福 祉 保 健 局	
	45 都立心身障害者口腔保健センターの運営 心身障害児(者)等に対する歯科診療を行うと ともに、心身障害児(者)のう蝕予防、歯周疾患の 予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、 情報提供等を通じて、地域における歯科保健の 向上を図る。 [事業実施主体:都、社団法人東京都歯科医師 会が指定管理者]	歯科治療 平均 31.8人/日 予防相談 平均 36.6人/日 教育研修 年間 17コース 1,032人	歯科治療 平均 62.5人/日 予防相談 平均 41.7人/日 教育研修 年間 20コース 1,525人	継続して実施する。	福 祉 保 健 局	22年度末状 況は、歯科治 療・予防相談 数に所内診 療治療数だ けではなく巡 回・訪問診療 治療数も含 む。
(5) 精神科医療サービス提供体制の整備						
	46 精神科救急医療体制の整備 夜間及び休日における精神科救急(合併症を 除く)として、都内47ブロックにそれぞれ都立病院(墨 東・豊島・松沢・府中病院)を指定し、疾病の急発 及び急変のための医療体制を確保する。 あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神 科初期、二次(救急身体合併症を含む)救急医療 体制を確保するとともに、精神科救急医療情報セ ンターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及 び当番医療機関の情報提供を行う。 [事業実施主体:都]	緊急入院 1,428件	緊急入院 1,200件	夜間・休日等に発生する急性 期患者が、症状に応じて速や かに医療を受けられるようにす るため、夜間・休日の救急医療 体制を整備する。	福 祉 保 健 局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	47 都立病院における精神科医療体制の整備・運営 (1) 精神医療センター(仮称)の整備 松沢病院をわが国の精神科医療をリードする精神医療センター(仮称)として改築し、他施設と密接に連携することで、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。 ・精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療等のセンター的機能のほか、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。 ・長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。 [事業実施主体:都]	松沢病院 入院 743人/日 外来 362人/日 (19年度実績)	松沢病院 入院 695.5人/日 外来 334.1人/日 (22年度実績)	順次、開棟・開設し、24年度以降の全面開設を目指す。 病床規模:897床、 外来規模:550人程度/日	病 院 経 営 本 部	
	(2) 小児総合医療センター(仮称)の整備 清瀬小児病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院を統合し、都における小児医療の拠点として総合的で高度・専門的な医療を提供する小児総合医療センター(仮称)を多摩メディカル・キャンパス内(府中市)に整備する。 ・小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LD、統合失調症、適応障害など、さまざまな障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。 ・「こころ」と「からだ」を統合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。 [事業実施主体:都]	梅ヶ丘病院 入院 192人/日 外来 138人/日 (19年度実績) 病院本体工事着工	小児総合医療センター 入院 116.7人/日 外来 126.7人/日 (22年度実績)	21年度末開設を目指す。 病床規模:561床 (うち、小児精神医療224床) 外来規模:750人程度/日 (うち、こころの専門診療部 150人程度/日)	病 院 経 営 本 部	22年3月開設
	(3) 大塚病院における小児精神科外来の整備 梅ヶ丘病院の小児総合医療センター(仮称)への移転統合に伴い、大塚病院に外来診療及びびケアを行う小児精神科外来を設置する。 入院を必要とする患者については、小児総合医療センター(仮称)との密接な連携の下、小児総合医療センター(仮称)に病床を確保し、受け入れていく。 [事業実施主体:都]	施設設計	大塚病院 初診患者数 578人 ショートケア[就学前児童] 利用者数 673人 学童グループ[小学生] 利用者数 740人 (22年度実績)	区部における小児精神科外来の機能を確保する。	病 院 経 営 本 部	21年10月設置
	48 精神科身体合併症医療体制の整備 都内の精神科病院に入院中の重度の精神科患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。 [事業実施主体:都]	転院数 701件	転院数 675件	継続して実施する。	福 祉 保 健 局	
	49 アルコール精神疾患医療対策の推進 民間精神科病院におけるアルコール精神疾患専門病棟の運営に対して助成を行うことにより、アルコール精神疾患医療の確保・充実を図る。 [事業実施主体:都]	病院数: 9か所 病床数: 450床	病院数: 9か所 病床数: 450床	継続して実施する。	福 祉 保 健 局	22年度末で事業終了
	50 老人性認知症専門病棟運営費補助事業 認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病棟を有する都内の民間精神科病院に対し、運営費の一部を補助することにより、都内における認知症高齢者に対する適切な医療を確保する。 [事業実施主体:都]	病院数: 7か所 病床数: 350床	病院数: 7か所 病床数: 350床	継続して実施する。	福 祉 保 健 局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	51 子供の心診療支援拠点病院事業 都内関係機関への医学的支援に加えて、様々な子供の心に対応する地域の関係機関への専門支援や、都民への普及啓発を行う。 [事業実施主体:都]	-	○子供の心の診療連携事業 ・小児精神科治療連絡会 2回実施 延192名参加 ・関係機関との定期連絡会 4回実施 延75名参加 ○子供の心の診療関係者研修事業 ・関係機関向けセミナー 2回実施 637名参加 ・医師向け講座 7回実施 延387名参加 ・教育保育機関向け講座 2日間×2 85名参加 ・保育士幼稚園教諭実習 延87名参加 ・包括的暴力防止プログラム 講座 延194名参加 ・看護実習 講義15名 実習6 名参加 ○普及啓発・情報提供事業 ・都民向けシンポジウム 674名参加 ・ホームページの作成運用 ・リーフレットの作成	引き続き実施する。	福祉 保健局 病 院 経 営 本 部	20年7月から 都立梅ヶ丘 病院におい て実施 都立病院再 編により、22 年3月から小 児総合医療 センターに移 行
(6) 難病患者療養支援体制の整備						
	52 難病患者療養支援事業 医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。 ① 在宅療養支援地域ケアネットワーク ② 在宅療養相談指導 [事業実施主体:都]	地域ケアネットワーク会議 34回 訪問相談・指導 2,483回	地域ケアネットワーク会議 114回 訪問相談・指導 2,554回	継続して実施する。	福祉 保健局	
	53 在宅難病患者医療機器貸与・整備 難病患者が在宅療養で使用する医療機器を貸与・整備し、併せて訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。 [事業実施主体:都]	貸与患者数 553人 貸与台数 789台 訪問看護 5,066回	貸与患者数 662人 貸与台数 890台 訪問看護 4,185回	継続して実施する。	福祉 保健局	
	54 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。 [事業実施主体:都]	33人 2,780回	42人 4,036回	継続して実施する。	福祉 保健局	
	55 難病患者等ホームヘルプサービス事業 地域における難病患者等の日常生活を支援し、その自立と社会参加を促進することを目的として、ホームヘルプサービスを提供する。 [事業実施主体:区市町村]	33区市町村 83人	33区市町村 51人	継続して実施する。	福祉 保健局	
	56 在宅難病患者訪問診療 寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。 [事業実施主体:都]	対象者 365人 件数 935件	対象者 350人 件数 919件	継続して実施する。	福祉 保健局	
	57 難病相談・支援センターの運営 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。 [事業実施主体:都]	療養相談 2,108件	療養相談 2,004件	継続して実施する。	福祉 保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
(7) HIV感染者への医療の確保と支援						
	58 エイズ診療体制の整備 エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。 〔事業実施主体：都〕	・拠点病院 42病院(公開) (うち中核拠点病院2) ・連携病院 10病院(公開) ・協力歯科診療所紹介事業の実施 ・医療従事者への意識啓発(研修の実施等)	・拠点病院 42病院(公開) (うち中核拠点病院3) ・連携病院 8病院(公開) ・協力歯科診療所紹介事業の実施 ・医療従事者への意識啓発(研修の実施等)	エイズ診療協力病院相互の連携を強化するとともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV感染者等が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。	福祉保健局	19～21年度は、診療ネットワーク整備事業(3か年のモデル事業)として実施
	59 療養支援体制の整備 保健・医療・福祉の連携を強化し、HIV感染者への在宅での療養を支援する体制を整備する。 〔事業実施主体：都、区〕	・地域エイズ連携会議開催 5所 ・エイズ専門相談員の派遣	・地域エイズ連携会議開催(集計中) ・ケース支援会議開催〔都のみ〕 1所 ・エイズ専門相談員の派遣	保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークによる支援手法を構築し、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。	福祉保健局	19～21年度は、療養支援特別促進事業(3か年のモデル事業)として実施
(8) 医療費公費負担・助成制度の充実						
	60 心身障害者(児)医療費助成制度 心身障害者(児)の医療を確保し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。 〔事業実施主体：都〕	助成対象延人員 1,324,021人	助成対象延人員 1,295,673人	継続して実施する。	福祉保健局	
	61 精神障害者等医療費公費負担 医療費を公費負担することにより、精神障害者の医療を確保し、重症化防止及び早期の社会復帰・自立を図る。 ① 措置入院医療 ② 自立支援医療(精神通院医療) ③ 小児精神入院医療(都単独の公費負担) ④ 第1種自閉症児施設入所児の医療(都単独の公費負担) 〔事業実施主体：都〕	①措置入院医療 延べ4,576件 ②自立支援医療(精神通院医療) 延べ2,168,989件 ③小児精神入院医療 延べ1,849件 ④自閉症児医療 0件	①措置入院医療 延べ5,060件 ②自立支援医療(精神通院医療) 延べ2,658,435件 ③小児精神入院医療 延べ677件 ④自閉症児医療 0件	継続して実施する。	福祉保健局	
	62 特殊疾病(難病)医療費の公費負担 原因が不明で、根治的な治療方法がなく、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費等を助成することにより、受療の機会を確保し、治療研究事業を推進するとともに、難病患者・家族の負担軽減と療養の安定を図る。 〔事業実施主体：都〕	<特殊疾病医療費対象疾病> 20年1月現在 国庫対象 45疾病 都単独 27疾病	<特殊疾病医療費対象疾病> 23年1月現在 国庫対象 56疾病 都単独 23疾病	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。	福祉保健局	
	63 小児慢性疾患の医療費助成 子どもの病気の中で、治療に長い時間を要し、医療費も高額となる特定の疾患(小児慢性特定疾患)に対し、その医療費の保険診療の患者自己負担分の一部を公費で助成する。 〔事業実施主体：都〕	認定者数 8,289人	認定者数 7,974人	引き続き実施する。	福祉保健局	
取組4 地域生活を支えるサービス基盤の整備						
(1) 在宅生活を支えるサービスの充実						
	64 ショートステイ事業の充実 保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して、必要な支援を受けられるよう、ショートステイ事業の充実を図る。 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 〔事業実施主体:社会福祉法人等〕	定員599人分 うち重症心身障害児(者) 100人分	定員692人分 うち重症心身障害児(者) 104人分	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 障害者が身近な地域で短期間の入所利用ができるよう、ショートステイ事業の拡充を図る。 21年度～23年度 210人分	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
(2) 日中活動の場の整備(法内化・新事業体系への移行促進)						
	65 通所施設の整備 養護学校等の卒業生、離職者及び入所施設等から地域生活へ移行する者の利用希望に定めるため、多様な日中活動の場を確保する。 今後は、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」に基づき、障害者自立支援法に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など新たな事業体系に基づく通所施設の整備を促進する。 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 [事業実施主体:社会福祉法人等]	日中活動(新・旧合計) 定員(入所定員相当分及び療養介護を含む) 25,772人分 うち通所定員相当分 新体系 5,876人分 旧体系 11,561人分 合計 17,437人分	日中活動(新・旧合計) 定員(入所定員相当分及び療養介護を含む) 31,880人分 うち通所定員相当分 新体系 18,723人分 旧体系 5,084人分 合計 23,807人分	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 21年度～23年度 2,109人分 市町村部の未設置地域及び小規模作業所や小規模通所授産施設の法内化のための整備を優先して実施	福祉保健局	
	66 重症心身障害児(者)通所事業 在宅重症心身障害児(者)の日中活動の場を確保することにより、運動機能の低下の防止及び在宅療養の質的向上を図り、家族とともに行えるだけ長い間、地域社会の中で生活できるよう支援する。 ① 医療型 手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)について、既存の重症心身障害児(者)通所施設において実施する。 ② 地域施設活用型 比較的軽度ではあるが、一定の医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)については、地域の障害児(者)施設を活用し、重症心身障害児施設に専門スタッフが技術支援を行うことにより、身近な地域で受け入れ施設の拡充を図る。 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 [事業実施主体:都、区市町村]	16か所 335人分 ① 医療型 都立 6か所 145人分 委託 8か所 180人分 ② 地域施設活用型 委託 2か所 10人分	25か所 422人分 ① 医療型 都立 7か所 185人分 委託 9か所 192人分 ② 地域施設活用型 委託 9か所 45人分	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 21年度～23年度 医療型・地域施設活用型の通所事業 105人分	福祉保健局	
	67 小規模作業所等の法内化促進策 (1) 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成 心身障害者(児)通所訓練等事業及び精神障害者共同作業所の補助対象施設が法内化のために必要な施設・設備整備を行う場合に、設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 [事業実施主体:社会福祉法人等]	施設整備 1か所 設備整備 6か所	(21年度) 施設整備 1か所 設備整備 2か所 (22年度) 施設整備 4か所 設備整備 10か所	「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」の推進 21年度～23年度 45か所	福祉保健局	
	(2) 法内化促進支援事業 障害者自立支援法の施行に伴い、法人格取得を希望する小規模作業所等任意団体に、専門知識をもつ協力員を派遣し、法人設立及び団体運営のノウハウを提供することにより法内化を促進するとともに、NPO法人格取得後の安定的な運営を支援する。 [事業実施主体:NPO法人]	101件	(20年度) 122件 (21年度) 124件 (22年度) 285件 (累計632件)	支援予定件数 19年度～23年度 600件	福祉保健局	
	(3) 小規模作業所等新体系移行支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 小規模作業所等から、障害者自立支援法に規定される事業へ移行した法人に対し新体系事業の運営等に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図る。 [事業実施主体:区市町村]	23区市で実施	46区市で実施	小規模作業所等の法内化及び新たな事業体系への移行を促進する。	福祉保健局	23年度より「障害者日中活動サービス推進事業」に再編
	(4) 小規模作業所への支援の充実強化事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画(工賃アップの課題を含む。)の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に研修事業を実施する。 [事業実施主体:区市町村]	3区で実施	2区で実施	新たな事業体系への移行を促進する。	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	68 精神障害者社会復帰支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。 (運営支援の対象) 精神障害者地域生活支援センターから地域活動支援センターI型に移行した施設 相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。 [事業実施主体: 区市町村]	44区市で実施	41区市で実施 ※I型は45区市で設置	精神障害者地域生活支援センターからの移行を含め、23年度までに、すべての区市町村における地域活動支援センターI型等による相談支援事業の実施を目指す。	福祉保健局	
(3) コミュニケーション支援・移動支援等						
	69 聴覚障害者への情報支援のための人材養成 (東京都地域生活支援事業) 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○手話通訳者養成事業 ○中途失聴者コミュニケーション事業 [事業実施主体: 都]	(修了者数) 手話通訳者 202名 要約筆記者 52名	(修了者数) 手話通訳者 208名 要約筆記者 43名	継続して実施する。	福祉保健局	
	70 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成 (東京都地域生活支援事業) 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。 ※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者(児) [事業実施主体: 都]	・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 6,253件 派遣時間 23,660時間 (養成事業は20年度開始)	・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 7,571件 派遣時間 30,940時間 ・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 41人 修了者数 39人	継続して実施する。	福祉保健局	
	71 盲ろう者支援センター事業 (東京都地域生活支援事業) 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。 (センターにおける事業内容) ・訓練事業 ・専門人材養成事業 ・総合相談支援事業 ・盲ろう者社会参加促進事業 [事業実施主体: 都]	—	・訓練事業 実施回数 189回 対象者数 33人 ・専門人材養成事業 養成講習会 4科目13回 修了者 計 58人 ・総合相談支援事業 相談件数 585件 ・社会参加促進事業 交流会 計30回 参加者 計1,117人 学習会 計69回 参加者 計858人	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	72 視覚障害者ガイドセンターの運営 (東京都地域生活支援事業) 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。 [事業実施主体: 都]	都外から 212回 都外へ 5回	都外から 165回 都外へ 2回	継続して実施する。	福祉保健局	
	73 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業 (東京都地域生活支援事業) 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。 (内容) 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成(英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ) 修了者研修会 [事業実施主体: 都]	修了者 58名	修了者 42名	継続して実施する。	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	74 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (東京都地域生活支援事業) 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。 [事業実施主体:都]	12名	12名	継続して実施する。	福祉保健局	
	75 身体障害者補助犬給付事業 (東京都地域生活支援事業) 身体障害者に対して身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。 (対象者) ① 都内に居住する(おおむね1年以上)満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害1級 介助犬…肢体不自由1・2級 聴導犬…聴覚障害2級 ② 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること ③ 社会活動への参加に効果があると認められること ほか [事業実施主体:都]	盲導犬:13頭 聴導犬:0頭 介助犬:0頭	盲導犬:8頭 聴導犬:1頭 介助犬:1頭	継続して実施する。	福祉保健局	
	76 駐車禁止規制の適用除外措置 移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所(法定駐車禁止場所を除く。)でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付する。	標章交付 16,375件 <内訳> 身体障害者等 14,802件 知的障害者 1,534件 福祉団体 39件	標章交付 19,231件 <内訳> 身体障害者等 17,798件 知的障害者 1,433件 福祉団体 0件	継続して実施する。	警視庁	

取組5 地域生活の安心・安全の確保

(1) 地域における安全体制の確保

77 住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火診断等により住宅用火災警報器の設置、防災製品や自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し住宅の防火性能の向上を図る。 [事業実施主体:都]	住宅防火対策推進協議会の実施 障害者宅への防火診断の実施 住宅用火災警報器の設置促進	住宅防火対策推進協議会の実施 防火防災診断の実施 住宅用火災警報器の設置促進	継続して実施する。 関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。	消防庁	
78 防災教育訓練の実施 障害者やその家族並びに福祉関係者、地域住民に対し、通報、初期消火、避難要領、応急手当の方法等について、教育訓練を実施する。 また、消防職員に対しては、「聴覚障害者へ対する防火防災訓練等推進要領」を示し、聴覚障害者に対する訓練指導技術の向上を図る。 [事業実施主体:都]	防災教育訓練の実施 職員教養の実施	防災教育訓練の実施 職員教養の実施	区市町村、障害者団体等と連携して、障害者の実情に即した効果的な防災教育訓練を実施し、都民全体の防災行動力の向上を図る。	消防庁	
79 教育訓練用資器材の整備 障害者に配慮した訓練用資器材を充実させるため、小型軽量の訓練用模擬消火器、模擬消火装置等を更新、整備する。 [事業実施主体:都]	訓練用模擬消火器・模擬消火装置等の整備	訓練用模擬消火器・模擬消火装置等の整備	訓練効果の向上が図れる資器材の更新、整備を図り、防災教育訓練の充実を図る。	消防庁	
80 教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。 [事業実施主体:都]	防災教育センター 3か所	防災教育センター 3か所	施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。	消防庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	81 重度身体障害者等緊急通報システムの整備 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンダントを押して東京消防庁へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 [事業実施主体: 区市町村]	636世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)	502世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)	継続して実施する。	消防庁 福祉保健局	
	82 重度心身障害者火災安全システムの整備 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 本システムは、在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 [事業実施主体: 都]	56世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)	48世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)	継続して実施する。	消防庁 福祉保健局	
	83 災害時要援護者対策の推進 近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者であり、災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要援護者対策は重要課題となっており、各区市町村において要援護者対策の構築が早急に求められているが、現状では対策途上のところが多いため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組みを推進していく。 災害時要援護者支援体制整備補助(包括) 区市町村における要援護者避難支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。 (具体例) ・要援護者情報の共有化に向けた取組 ・地域防災研修実施(各地区レベルで実施) ・避難支援プラン作成、訓練の実施 等 [事業実施主体: 区市町村]	—	区市町村地域福祉推進包括補助事業による補助の実施 区市町村福祉・防災担当者向け研修会の実施	すべての区市町村における要援護者避難支援体制の構築に向け、支援を行う。	福祉保健局	20年度新規事業
	84 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の作成・普及 災害時において、ねたきりの高齢者や障害者等は必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、都は区市町村が地域の実情に応じたマニュアルの整備を進める上の参考となるように、平成12年に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成した。	「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」の策定(19年6月改訂版) 「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」の策定(19年6月改訂版)	—	区市町村のマニュアル整備について普及・啓発を行う。	福祉保健局	
	85 特別支援学校における被害防止教室等 特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティ教室を実施している。	実施校数 23校 実施回数 26回 参加人員 2,420名	実施校数 38校 実施回数 57回 参加人員 5,275名	継続して実施する。	警視庁 教育庁	
(2) 社会福祉施設等の安全対策の充実						
	86 直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。 [事業実施主体: 都]	自動通報に係る承認件数 有人直接通報 1,649件 無人直接通報 63件 合計 1,712件	自動通報に係る承認件数 有人直接通報 2,264件 無人直接通報 86件 合計 2,350件	継続して実施する。	消防庁	
	87 社会福祉施設防災体制の強化 障害者施設等に対する立入検査及び防火管理指導を強化し、防火管理体制の充実を図る。 ① 関係法令等に基づく立入検査 ② 自衛消防訓練の実施促進 [事業実施主体: 都]	立入検査及び自衛消防訓練の実施	立入検査及び自衛消防訓練の実施	継続して実施する。	消防庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	88 社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動を相互に支援する共助体制づくりを推進する。 [事業実施主体: 社会福祉法人等]	719施設で応援協定を締結済み	791施設で応援協定を締結済み	社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域力の強化を図る。	消防庁	
	89 社会福祉施設等耐震化促進事業 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者の安心・安全を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。 [事業実施主体: 都、区市町村]	—	耐震診断経費の補助 耐震改修経費の補助	耐震診断は継続して実施する。 耐震改修は事業の推進を図る。	福祉保健局	耐震診断は20年度新規事業 耐震改修は21年度新規事業
	90 グループホーム等防火設備整備助成事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 都が定める防火設備を法人が設置する際の経費の一部を補助する。 [事業実施主体: 区市町村]	—	9区市町で実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
(3) 災害時における救出・救護体制の整備						
	91 緊急メール通報システムの整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からeメールを利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。 [事業実施主体: 都]	918人登録	1,250人登録	緊急メール通報システムを継続して実施するとともに、ウェブ機能を追加し入力・登録の簡便性を高め、迅速的確な部隊運用を図る。	消防庁	
	92 メンタルヘルスケア体制の確保 災害発生時、保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談や、巡回精神保健相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制を確保する。 また、都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、電話相談を含め24時間体制の精神保健相談を行うほか、外来窓口の体制を確立する。 [事業実施主体: 都、区市町村]	マニュアルの検証・普及 講演会の開催:「災害時の『ここへのケア』と精神障害者への対応の基本を理解する」参加53人	「災害時の『ここへのケア』の手引き」(20年5月)の普及	メンタルヘルスケア体制を整備する。	福祉保健局	
II 社会で生きる力を高める支援						
取組1 自立と社会参加を支える教育の充実						
(1) 乳幼児期における保育・早期教育の充実						
	93 障害児保育事業への助成 保育所において、障害をもつ子どもを受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 [事業実施主体: 区市町村]	実施保育所数 1,210所 障害児童数 3,126人	実施保育所数 1,238所 障害児童数 3,443人	継続して実施する。	福祉保健局	
	94 早期教育の充実 【都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実】 聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚園部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。 医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。 また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。 [事業実施主体: 都]	医師 1名×2校 言語聴覚士 1名×2校 臨床心理士 1名×2校 技術者 1名×2校	医師 1名×3校 言語聴覚士 1名×3校 臨床心理士 1名×3校 技術者 1名×3校	継続して実施する。	教育庁	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月) 幼稚園部を設置する都立聴覚障害特別支援学校が地域の相談・支援の拠点機能を担い、早期教育相談体制の更なる整備・充実を図る。

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	(2) 義務教育・後期中等教育段階における教育条件の整備					
	95 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） 「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全般的な視野に立って、東京都における特別支援教育を推進するセンターとして「東京都特別支援教育推進室」を設置した。 従来の就学相談機能の「就学相談」「転学編入相談」「就学相談担当者研修」「就学相談に関する調査研究」「就学相談等の理解啓発」「幼稚園・高等部入学相談」に加えて、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備え、東京都における特別支援教育を推進する中核とする。 〔事業実施主体：都〕	教育庁神楽坂庁舎に移転 就学支援委員会の開催 障害児教育の啓発 就学相談室の運営 など	就学相談、入学相談の実施 各種研修会の実施 就労支援事業の推進 特別支援教育の理解推進 など	東京都における特別支援教育を推進する中核的役割を担っていく。	教育庁	20年度より就労支援事業開始 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定（22年11月） 就労支援体制の強化を図る。
	96 特別支援学校の整備 (1) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校の設置 平成16年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画に基づき、卒業生全員の企業就労を目指す「知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校」を設置する。 ①永福学園養護学校（永福高校跡地に設置） 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門 ②青梅東学園養護学校（仮称） （青梅東高校跡地に設置） 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門 ③南多摩地区学園養護学校（仮称） （南大沢学園養護学校に設置） 知的障害教育部門 ④区部東部地区の知的障害養護学校高等部に職業コースを設置 平成19年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画に基づき、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部を新たに2校設置する。 ①板橋学園特別支援学校（仮称） （志村高校跡地に設置） 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門 ②東部地区学園特別支援学校（仮称） （水元高校跡地に設置） 知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門 〔事業実施主体：都〕	①永福学園養護学校 知的障害教育部門：開校 肢体不自由教育部門：工事 ②青梅東学園養護学校（仮称） 工事 ③南多摩地区学園養護学校（仮称） 実施設計 ④足立養護学校高等部ビジネスコース（2クラス）設置	①永福学園 知的障害教育部門： 19年度開校 肢体不自由教育部門： 21年度設置 ②青峰学園 21年度開校 ③南大沢学園 22年度開校 ④足立特別支援学校高等部ビジネスコース（2クラス） 19年度設置 ⑤板橋学園特別支援学校（仮称） 25年度設置予定 ⑥東部地区学園特別支援学校（仮称） 27年度設置予定	①永福学園 知的障害教育部門： 19年度開校 肢体不自由教育部門： 21年度設置予定 ②青峰学園 21年度開校予定 ③南多摩地区学園養護学校（仮称） 22年度開校予定 ④足立特別支援学校高等部ビジネスコース（2クラス） 19年度設置 ⑤板橋学園特別支援学校（仮称） 25年度設置予定 ⑥東部地区学園特別支援学校（仮称） 27年度設置予定	教育庁	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定（22年11月） 都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図るため、新たな施設整備（新設2、増改築10、併置4）を行う。
	(2) 中高一貫型聴覚障害特別支援学校の設置 東京都特別支援教育推進計画に基づき、進学を目指す中高一貫型聴覚障害特別支援学校を設置する。 中・高6年間を見通した教育課程を編成し、大学進学等や資格取得等のニーズにこたえるため、学力の向上を図り、個に応じた教育を行う。 〔事業実施主体：都〕	18年4月 中央ろう学校開校	18年4月 中央ろう学校開校 21年4月 杉並ろう学校跡地に設置・移転	中央ろう学校中学部・高等部 18年4月開校 （中学部：大塚ろう学校校舎内、高等部：石神井ろう学校校舎内） 21年4月に杉並ろう学校跡地に設置・移転	教育庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	<p>(3) 新たなタイプの学校の設置・普通教室の確保 東京都特別支援教育推進計画に基づき、教室確保対策として増築等を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>永福学園養護学校 知的障害教育部門:開校 肢体不自由教育部門:工事 青梅東学園養護学校(仮称)工事 南多摩地区学園養護学校(仮称)実施設計 足立養護学校高等部ビジネスコース(2クラス)設置</p> <p>教室確保対策(知的障害特別支援学校) 八王子養護学校 5教室供用開始 羽村養護学校 8教室供用開始 調布養護学校 3教室供用開始 南大沢学園養護学校 4教室供用開始</p>	<p>中央ろう学校18年度開校 田園調布特別支援学校:18年度開校 永福学園:19年度開校 足立特別支援学校高等部ビジネスコース(2クラス):19年度設置 青峰学園:21年度開校 南大沢学園:22年度開校 久我山青光学園:22年度開校 品川特別支援学校:23年度開校</p> <p>江東地区第二養護学校(仮称):24年度開校予定 練馬地区特別支援学校(仮称):24年度開校予定 府中地区特別支援学校(仮称):24年度開校予定 板橋学園特別支援学校(仮称):25年度開校予定 港地区特別支援学校(仮称):26年度開校予定 江戸川地区特別支援学校(仮称):26年度開校予定 東部地区特別支援学校(仮称):27年度開校予定</p>	<p>中央ろう学校18年度開校 永福学園:19年度開校 青峰学園:21年度開校 南多摩地区学園養護学校(仮称):22年度開校予定 田園調布特別支援学校:18年度開校 品川地区養護学校(仮称):23年度開校予定 江東地区第二養護学校(仮称):24年度開校予定 久我山学園特別支援学校(仮称):22年度開校予定 練馬地区特別支援学校(仮称):24年度開校予定 府中地区特別支援学校(仮称):24年度開校予定 板橋学園特別支援学校(仮称):25年度開校予定 港地区特別支援学校(仮称):26年度開校予定 江戸川地区特別支援学校(仮称):26年度開校予定 東部地区特別支援学校(仮称):27年度開校予定</p> <p>普通教室の確保 24年度までに13校実施予定</p>	教育庁	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図るため、新たな施設整備(新設2、増改築10、併置4)を行う。
	<p>97 高等学校等への受け入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は予算の範囲内において簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、</p> <p>① エレベーターの新設(新築、改築、大規模改修の際に限る) ② 校舎内外の段差解消 ③ 障害者トイレの設置 ④ 廊下・階段の手摺新設 ⑤ 非常用スロープ階段の新設 ⑥ 出入口の扉改造等を行う。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 126校 校内段差解消 34校 障害者トイレ設置 172校 階段手摺設置 204校 スロープ(昇降口)設置 116校 スロープ(玄関)設置 111校 自動ドア(昇降口)設置 49校 自動ドア(玄関)設置 92校</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 122校 校内段差解消 39校 障害者トイレ設置 161校 階段手摺設置 188校 スロープ(昇降口)設置 113校 スロープ(玄関)設置 109校 自動ドア(昇降口)設置 52校 自動ドア(玄関)設置 88校</p>	近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。	教育庁	
		<p>【高等専門学校】 エレベーター設置 2校 校内段差解消 1校 障害者トイレ設置 2校 階段手摺設置 2校 スロープ(玄関)設置 1校 自動ドア(昇降口)設置 2校 自動ドア(玄関)設置 2校</p>	<p>【高等専門学校】 エレベーター設置 2校 校内段差解消 1校 障害者トイレ設置 2校 階段手摺設置 2校 スロープ(玄関)設置 2校 自動ドア(昇降口)設置 2校 自動ドア(玄関)設置 2校</p>		総務局	20年4月、教育庁から総務局(公立大学法人首都大学東京)へ移管
		<p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 6校 校内段差解消 2校 障害者トイレ設置 6校 階段手摺設置 5校 スロープ(昇降口)設置 4校 スロープ(玄関)設置 5校 自動ドア(昇降口)設置 2校 自動ドア(玄関)設置 4校</p>	<p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 8校 校内段差解消 2校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ(昇降口)設置 7校 スロープ(玄関)設置 8校 自動ドア(昇降口)設置 3校 自動ドア(玄関)設置 6校</p>		教育庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	<p>98 区市町村との連携体制の構築</p> <p>①「エリア・ネットワーク」の定着 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。</p> <p>なお、知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。</p> <p>②特別支援学校のセンター的機能の発揮 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児(者)の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。(平成19年度より事業化)</p> <p>③広域特別支援連携協議会(平成17年9月設置) 児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進 ②19年度より事業化 ③継続(年1回実施)</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進 ②知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)で実施 ③継続</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画(19年11月)に基づき、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めていく。</p>	<p>教育庁</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月)</p> <p>・地域のニーズをよりの確に把握した助言や援助に努める。 ・特別支援学級の教員の専門性の向上と教育内容の充実を図るため、モデル事業を実施 ・幼稚園を設置する視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校における乳幼児相談の充実</p>
	<p>99 健康教育の充実</p> <p>①摂食指導研修会 都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。</p> <p>②歯・口の健康づくり推進校 推進校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり(むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組)を推進する。</p> <p>③歯・口の健康づくり研修会 障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>①研修受講教職員:220名 ②推進指定期間 2年(～20年度) 推進指定校 4校 ③開催回数 年1回</p>	<p>①研修受講教職員:220名 ②推進指定期間 2年(21～22年度) 推進指定校 4校 ③開催回数 年1回</p>	<p>受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。</p> <p>推進校を増やし、特別支援学校における歯・口の健康づくりを推進する。 推進指定校2校→4校</p>	<p>教育庁</p>	
	<p>100 肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実</p> <p>①肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供する。</p> <p>②学識経験者や保護者代表、指導医から構成する「医療的ケア運営委員会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施する。</p> <p>③障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実する。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>非常勤看護師を対象とした研修を開始</p>	<p>肢体不自由特別支援学校の教諭、自立活動教諭、看護師(非常勤看護師含む)及び寄宿舎指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修を実施</p>	<p>引き続き実施、充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月)</p> <p>引続き「医療的ケア運営委員会」や「指導医連絡協議会」を運営・活用しながら医療的ケア整備事業の充実を図る。</p>
	<p>101 都立肢体不自由学校における外部人材の導入</p> <p>都立肢体不自由特別支援学校において教員が実施している、児童・生徒の健康に関わる業務について、外部人材を導入し、その専門性を活用しながら、学校における安全体制の向上を図るとともに、教員や外部人材等学校現場に関わる専門家集団が、それぞれの専門性を発揮し、連携しながら、個に応じた教育の充実を図る、チームアプローチによる指導体制の実現を図る。</p> <p>[事業実施主体:都]</p>	<p>—</p>	<p>21年度から都立永福学園及び都立青峰学園で介護人材を試行導入し、22年度も引き続き実施。</p> <p>両校での成果及び課題の検証をまとめた検証委員会報告書を踏まえ検討した結果、安定的かつ継続的な人材確保のため、23年度から専務的非常勤職員制度(名称:学校介護職員)での導入とし、採用・選考を行った。</p> <p>23年度導入校 八王子東 20名 墨東 34名</p>	<p>21年度、新たに肢体不自由教育部門設置校において試行実施</p>	<p>教育庁</p>	<p>21年度新規事業</p> <p>東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月)</p> <p>都立肢体不自由特別支援学校へ計画期間内(28年度まで)に順次導入</p>

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	102 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供 ①形態別調理による給食の提供 都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。 ②研修会の実施 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員対象 学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。 イ 都立学校栄養職員研修 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員(定時制(夜間)課程含む。)を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。 [事業実施主体:都]	① 形態別調理による給食の提供 14校 ② 研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年3回 イ 都立学校栄養職員研修 年2回	① 形態別調理による給食の提供 16校 ② 研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年2回 イ 都立学校栄養職員研修 年2回(うち1回は東日本大震災により中止)	ア 学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。 イ 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員(定時制(夜間)課程含む。)を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。	教育庁	
	103 学童クラブ事業への助成 学童クラブにおいて、障害のある子どもを受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 [事業実施主体:区市町村]	実施クラブ数 1,008所 障害児童数 2,952人 (20年5月1日現在)	実施クラブ数 1,109所 障害児童数 2,812人 (22年5月1日現在) ※23年5月1日現在は集計中	継続して実施する。	福祉保健局	
	104 私立特別支援学校等における障害児教育への助成 私立学校における障害児教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校及び障害児が就園する私立幼稚園の設置者に対して助成する。 ① 私立特別支援学校等経常費補助 ② 私立幼稚園特別支援教育事業費補助 [事業実施主体:都]	①の対象校 特別支援学校 3校 小中学校 2校 幼稚園 97園 ②の対象校 幼稚園 135園	①の対象校 特別支援学校 4校 小中学校 2校 幼稚園 120園 ②の対象校 幼稚園 135園	継続して実施する。	生活文化局	
	105 私立専修学校高等課程における障害児(者)教育への助成 私立学校における障害児(者)教育の振興を図るため、障害児(者)が在学する私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。 私立専修学校特別支援教育事業費補助 [事業実施主体:都]	対象校 専修学校高等課程 6校	対象校 専修学校高等課程 5校	継続して実施する。	生活文化局	
	106 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 【目的】 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。 【事業内容】 財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。(融資限度額 1件10億円) 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。 [事業実施主体:都、財団法人東京都私学財団]	特定事業利率 1.300% (福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)	特定事業利率 1.000% (福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)	継続して実施する。	生活文化局	
	107 東京都教職員研修センターの機能の充実 特別支援教育に関する研究・研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。 [事業実施主体:都]	研究・研修の充実	・専門性向上研修 ・専門性向上研修以外の教科等・教育課題研修 ・リーダー養成研修	①特別支援教育の課題に関する基礎的研究の実施と成果の普及を図る。 ②特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。 ③特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。	教育庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	108 学校教育における実践研究等の推進 教員の資質向上を図り、教育内容、方法の開発・改善に努めるため、教員の自主的な研究活動を支援する。 [事業実施主体: 都]	東京都教育委員会があらかじめ指定した研究団体等についての団体登録及び更新	東京都教育委員会があらかじめ指定した研究団体等についての団体登録及び更新	研究団体の自主的な研究活動を奨励するとともに、東京都における特別支援教育の推進や課題解決のための必要な協議等を行う。	教育庁	
	109 特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力の育成や、社会全体が発達障害を含む障害児(者)に対して適切な支援ができるようにすることなどを目的として、以下の事業を実施する。 1. 理解啓発資料の作成 研修会や講習会等様々な場面で活用する為に、啓発ビデオなどの理解啓発資料を作成する。 2. 理解啓発行事の実施等 障害のある児童・生徒一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う為に、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施する。 [事業実施主体: 都]	—	(20～21年度) 理解啓発DVD作成 特別支援教育理解啓発イベント(年1回) (21～22年度) 都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施(各年1回)	障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。	教育庁	20年度新規事業 21年度より、地域密着型として都内に3所ある学校経営支援センターによる理解啓発行事の追加 21年度で特別支援教育理解啓発イベントの終了 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月) 引き続き、地域密着型の各学校経営支援センターを中心とした理解啓発行事の充実を図る。
(3) 特別支援学校における進路指導・職業教育の充実						
	110 特別支援学校における就労支援 平成19年11月に「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」を策定し、この中で、特別支援学校生徒の職業的自立を大きな柱として、一般就労の促進を協力で推進していくこととし、次の事業を展開していく。			特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指す。	教育庁	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定(22年11月) これまでの成果と課題を踏まえ、新たな就労支援体制を展開する。
	① 民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行う新たなシステムを構築する。 開拓した企業の情報は、高等部を設置する特別支援学校で活用できる体制を整備する。	就労サポーター事業	就労支援アドバイザー 20人		教育庁	就労サポーター事業19年度まで 就労支援アドバイザー事業 22年度から引続き企業開拓を継続し、充実を図る。
	② 職業教育改善校の指定 知的障害特別支援学校高等部設置校の中から、「職業教育改善校」を指定し、就労先の実態に合わせた作業学習や実習をするために、産業社会に対応した新しい作業学習の設定を推進する。	職業教育改善校の指定 8校	—		教育庁	21年度終了
	③ 企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。 [事業実施主体: 都]	企業セミナーの開催 ・定員: 300名(予定) ・内容: 「プレゼンテーション」 「障害者雇用の職域拡大」「分科会＝職務開発」	参加企業106社132人		教育庁	引き続き、障害者雇用への理解啓発を図る。
(4) 公立大学法人首都大学東京の整備・充実						
	111 入学試験受験条件の整備・充実 受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上にあわせて更新を図っていく。 [事業実施主体: 公立大学法人首都大学東京]	特別措置申請者7人全員の受験を許可。うち5名が出願。重度の事例(筋ジスによる肢体不自由)にも対応。	特別措置申請者7人全員の受験を許可。うち6名が出願。重度の事例(脳出血の後遺症による肢体の著しい障害)にも対応。	個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。	総務局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	112 学修環境の充実 障害をもつ学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の充実、教材の点訳等を進める。 [事業実施主体: 公立大学法人首都大学東京]	・講義室机撤去工事 3人机×9台(車椅子使用の学生が座りやすくするため。) ・点字図書蔵書数(首都大) 2,254冊	身障者用トイレの改修 (20年度) 1か所(首都大) (22年度) 5か所(首都大) (20年度) 点訳ソフトの購入や外注による対応 「障がい学生支援会議」を設置 (21年度) 身障者用トイレの改修等学修環境の充実について、PTを立ち上げ検討 (22年度) 一人ひとりの状況に配慮した学修支援をさらに充実させるため、「ダイバーシティ推進基本計画」を策定	障害をもつ学生一人ひとりの状況に配慮した学修支援を行う。	総務局	
	113 人的サービスの充実 障害をもつ学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。 [事業実施主体: 公立大学法人首都大学東京]	職員により、車椅子の学生や難聴の学生が授業を受けやすいよう教室変更や前方座席に座るためのセッティング等配慮を行った。	(20年度) 学生を対象として手話の講習会を年2回開催 「障がい学生支援会議」を設置 (21年度) 学生を対象として手話の講習会を年2回開催 (22年度) これまでの取組みを継続するとともに、さらなる充実を目指して、障がいがある構成員支援を盛り込んだ「ダイバーシティ推進基本計画」を策定	学内及び学外ボランティアとの連携を進める。	総務局	
取組2 学習・文化・スポーツ・交流活動の推進						
	114 東京2009アジアユースパラゲームズ アジアの障害のある青少年に質の高い競技機会を提供することにより、日本とアジアにおける障害者スポーツの発展に貢献するほか、アジアの青少年の国際交流に資する。 主催者: アジアパラリンピック委員会、 東京2009アジアユースパラゲームズ組織委員会 参加国・人数: アジアパラリンピック委員会加盟 40か国・地域を対象 選手・役員 約1,000人(予定) 競技期間:21年9月11日(金)～13日(日) [開会式:10日(木)、閉会式:13日(日)] 実施競技: ・陸上 ・ボッチャ ・ゴールボール ・水泳 ・卓球 ・車いすテニス	-	(21年度) 参加国:29か国・地域 参加人数:806人(選手467人、役員339人) 観客動員数:18,520人 ボランティア延べ参加数総計:4,432人	開催準備:20～21年度上半期 競技期間:21年9月11日(金)～13日(日) [開会式:10日(木)、閉会式:13日(日)]	福祉保健局	20年度新規事業 21年度末で事業終了
	115 障害者スポーツセンターの運営 障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、講習講座等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。 ・東京都障害者総合スポーツセンター ・東京都多摩障害者スポーツセンター [事業実施主体: 都] (指定管理者: 社団法人東京都障害者スポーツ協会)	延べ利用人数 (総合) 209,728人 (多摩) 162,189人	延べ利用人数 (総合) 198,955人 (多摩) 158,796人	引き続き運営	福祉保健局	※23年度からスポーツ振興局

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	<p>116 第13回全国障害者スポーツ大会の開催 平成25年の第68回国民体育大会の開催とあわせ、第13回全国障害者スポーツ大会を開催する。 開催期日：平成25年9月中旬から10月中旬頃の3日間 実施競技：13競技</p> <p>国体との同時開催 これまでの全国障害者スポーツ大会は、国体開催後に行われているが、スポーツを通じて、障害のある人とない人の連帯の輪を広げるため、両大会を同時に開催することを目指す。</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	—	<p>・平成25年の東京大会では国民体育大会と全国障害者スポーツ大会を一つの祭典として実施することとし、大会愛称「スポーツ祭東京2013」、スローガン「東京に多摩に島々に羽ばたけアスリート」、マスコットキャラクター「ゆりと」を制定した。</p> <p>・大会開催の正式決定を受け、「スポーツ祭東京2013実行委員会」を設立した。</p> <p>・基本計画を策定し、会期が以下のとおり決定した。 スポーツ祭東京2013会期：平成25年9月28日から10月14日まで (うち、第13回全国障害者スポーツ大会の会期は、10月12日から14日まで)</p>	<p>関係団体との協議を進め、開催3年前の22年度に会期等を決定するとともに、実行委員会を設立する。</p>	スポーツ振興局	
	<p>117 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進 (東京都地域生活支援事業を含む)</p> <p>障害者がスポーツや文化芸術への参加を通じて、自らの体力の維持増進及び社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。</p> <p>【障害者スポーツの振興】 ① 東京都障害者スポーツ大会の開催 ② 全国障害者スポーツ大会への東京都選手の派遣 ③ 東京マラソンにおける障害者の応援等への参加促進事業</p> <p>【文化芸術活動推進】 ① 障害者美術展の開催 ② ふれあいコンサートの実施</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p>【障害者スポーツの振興】 ① 都大会 7,592人 ② 全国大会 227人 ③ 東京大マラソン祭りにおいて、障害者スポーツ体験コーナー、パネル写真展等を実施</p> <p>【文化芸術活動推進】 ・第22回東京都障害者総合美術展 場所：西武池袋本店 応募：688点 展示：201点</p>	<p>【障害者スポーツの振興】 ① 都大会 7,325人 ② 全国大会 209人 ③ 東京大マラソン祭りにおいて、障害者スポーツ体験コーナー、パネル写真展等を実施</p> <p>【文化芸術活動推進】 ・第25回東京都障害者総合美術展 場所：東京芸術劇場展示ギャラリー 応募：718点 展示：225点</p>	<p>継続して実施する。</p>	スポーツ振興局 福祉保健局	22年7月16日より障害者スポーツについてはスポーツ振興局に移管し、年齢・性別や障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」の実現を目指している。
	<p>118 都立図書館サービス事業の充実</p> <p>都立図書館における対面朗読サービス、視覚障害者用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者の利便に供する。</p> <p>(所蔵資料) 録音テープ 6,435点 デージー図書 803点 点訳資料 951点 点字雑誌 18種 雑誌録音テープ 26種 雑誌デージー 7種</p> <p>[事業実施主体：都]</p>	<p>(都立中央・多摩図書館の実績)</p> <p>・利用状況 登録利用者 357名 対面朗読利用人数 629名</p> <p>・研修 朗読者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回</p>	<p>(都立中央・多摩図書館の実績)</p> <p>・利用状況 登録利用者 382名 対面朗読利用人数 544名</p> <p>・研修 朗読者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回</p>	<p>各種サービスの充実を図る。サービス向上のための職員研修を実施する。</p>	教育庁	23年度より対面朗読サービスから対面音訳サービスに表記変更をした。
	<p>119 東京都特別支援学校統合文化祭の実施</p> <p>特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。 あわせて、都民への理解・啓発の場とする。</p> <p><実施時期11月から1月></p> <p>[事業実施主体：都、特別支援学校文化連盟]</p>	<p>(9部門) ①音楽 ②囲碁・将棋・オセロ ③演劇 ④造形美術 ⑤写真 ⑥職業・作業 ⑦手芸・家庭 ⑧放送・映像 ⑨書道</p>	<p>(9部門) ①音楽 ②囲碁・将棋・オセロ ③演劇 ④造形美術 ⑤写真 ⑥職業・作業 ⑦手芸・家庭 ⑧放送・映像 ⑨書道</p>	<p>継続して実施する。</p>	教育庁	
	<p>120 社会教育施設(ユース・プラザ)における交流事業</p> <p>青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツを通じて障害者の心身の維持向上を図るとともに、生涯スポーツとしての楽しさを理解してもらう。 また、ボランティア等が障害者とともにスポーツをすることにより、障害者スポーツに対する理解を深める。</p> <p>[事業実施主体：民間PFI事業者及び都]</p>	<p>東京スポーツ文化館 (区部ユース・プラザ) ○みんなで楽しむスポーツ祭 (車椅子バスケットボール、シッティングバレー、障害者フライングディスク、卓球バレー、ボッチャ、スポーツ吹矢、盲導犬・白杖体験等) 参加者数 66名</p>	<p>東京スポーツ文化館 (区部ユース・プラザ) ○みんなで楽しむスポーツフェア (ブラインドサッカー、車椅子テニス、カローリング、ペタンク、タスポニー、スポーツ吹矢、チェアスキーシミュレーション他) ※ 東日本大震災の影響を受け、会場(メインアリーナ)に不具合が生じたためイベントは中止。</p>	<p>障害者へ生涯スポーツの機会を提供するとともに、障害者スポーツに対するボランティア等の理解を促進する。</p>	教育庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	121 東京都美術館の改修 老朽化の著しい東京都美術館について、設備の全面更新、展示環境の改善、レストランの整備等の改修を実施するにあたり、バリアフリー化を進め、高齢者や障害者はもとより、すべての来館者にとって利用しやすい施設整備を図る。 ○バリアフリーの具体例 ・階段のみの正門エントランスに、エレベーター等を設置し、誰もがスムーズにアクセスできるようにする。等 [事業実施主体:都]	基本設計完了	改修工事実施中 (23年度竣工予定)	22・23年度の2ヶ年休館し、東京都美術館の改修を実施。 (24年度リニューアルオープン予定) 20年度:実施設計 21年度:工事準備 22～23年度:改修工事	生活文化局	

III 当たり前に働ける社会の実現

取組1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化

(1) 職業能力開発施設の機能の充実

	122 東京障害者職業能力開発校の充実 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者と知的障害者の職業訓練を実施する。 [事業実施主体:都]	求職者訓練 年間定員255名 在職者訓練 年間定員 30名	求職者訓練 年間定員255名 在職者訓練 年間定員 30名	訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。	産業労働局	
	123 心身障害者職能開発センターにおける障害者就業推進事業 一般就労が可能な軽・中度の知的障害者と、重複障害者及び重度身体障害者を対象として随時入所・随時修了制による個別訓練方式で職業訓練を実施する。 また、訓練から就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として充実・強化を図り、企業合同説明会や就業相談会、普及啓発セミナー等の開催や、職場体験実習のあっせんなど総合コーディネート事業を実施する。 [事業実施主体:(財)東京しごと財団]	訓練科目 長期コース 定員 50名 合計 定員 50名 総合コーディネート事業 ・就業総合相談会 4回実施 ・求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施 ・企業合同説明会 2回実施 ・企業向けセミナー 2回実施 ・保護者向けセミナー 2回実施 ・職場体験実習 257件 ・支援機関との意見交換会 2回実施 ・情報発信関係事業 シンポジウム:1回実施 パネル展示 :1ヶ月間	総合コーディネート事業 ・就業総合相談会 4回実施 ・求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施 ・企業合同説明会 2回実施 ・企業向けセミナー 7回実施 ・保護者向けセミナー 2回実施 ・職場体験実習 582件 ・職場体験実習面談会 4回実施 ・支援機関との意見交換会 2回実施 ・情報発信関係事業 シンポジウム:1回実施 パネル展示:1ヶ月間 ・障害者就活セミナー 4回実施 ・障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 3回実施 ・障害者就業支援情報コーナーによる情報提供	障害者を就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談・支援の充実・強化を図る。	産業労働局	施設内訓練の廃止(22年3月) 心身障害者職能開発センターを障害者就業支援課に組織改正し、東京しごとセンターへ移転(22年9月)
	124 障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。	城東職業能力開発センター足立校 年間定員10名	城東職業能力開発センター足立校 年間定員10名 城南職業能力開発センター 年間定員20名	一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。	産業労働局	

(2) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

	125 障害者委託訓練コースの拡充 (障害者の態様に応じた多様な委託訓練) 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。 ① 知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練 ② 実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練 ③ e-ラーニングコース IT技術を活用した遠隔地教育により、IT技術の習得を図る4か月以内の訓練 [事業実施主体:都、(財)東京しごと財団]	① 知識・技能習得コース 定員 260名 ② 実践能力習得訓練コース 定員 360名 ③ e-ラーニングコース 定員 30名 ①～③合計 定員 650名	① 知識・技能習得コース 定員 500名 ② 実践能力習得訓練コース 定員 320名 ③ e-ラーニングコース 定員 30名 ①～③合計 定員 850名	雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就職者数の増加に努める。	産業労働局	
--	---	---	---	---	-------	--

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	126 施設外授産・企業内通所授産事業の拡充 授産施設等及び小規模作業所等に通所する者が、作業を発注する企業等の事業所で授産活動を行うことにより、一般就労を希望する障害者(身体・知的・精神)が働く意欲を高め、一般就労に向けた準備を進める機会を提供し、福祉施設等における就労から一般就労への移行の促進を図る。 授産指導員を配置し、発注内容の確認等企業との連絡・調整、受注作業工程の管理、通所者への就労支援・評価などを行う。 [事業実施主体: 都、区市町村]	12か所	1区で実施	23年度までに、すべての区市町村での実施を目指す。	福祉保健局	
	127 精神障害者社会適応訓練事業の実施 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。 [事業実施主体: 都]	訓練延日数 7,925日	訓練延日数 8,527日	継続して実施する。	福祉保健局	
	128 都庁内での職場実習の機会の提供 一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内の職場での事務系職種の実験実習の機会を提供する。 [事業実施主体: 都]	(産業労働局) 実習生 14人 実習延日数 91日 (福祉保健局) 実習生 11人 2週間2人 1週間9人	(産業労働局) 実習生 6人 実習延日数 30日 (福祉保健局) 未実施 (教育庁) 実習生 30人	継続して実施する。	産業労働局 福祉保健局 教育庁	
	129 障害者職場実習ステップアップ事業 福祉施設を利用している障害者の職場実習の体験を通じて、一般就労への取組を進める。また、体験発表会を通じて、一般就労の意識啓発を進める。 [事業実施主体: 都]	—	23福祉事業所 32名 19企業 で実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	130 企業就労意欲促進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 障害者が利用している施設や企業から業務委託を受け、企業の事業所において利用者が必要な指導のもと受託業務を行うことを通じて、一般就労への促進を図る。 1 施設外授産にかかる運営費補助 就労継続支援A型及びB型の施設外授産の実施状況に応じて、事業所の運営費の一部を補助する。 2 受入企業への設備整備費補助 企業内授産事業等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の更新等に要する経費の一部を補助することにより、受入れを促進する。 [事業実施主体: 区市町村]	—	—	事業の推進を通じて、一般就労の促進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
取組2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり						
(1) 多様な雇用・就労の場の確保						
	131 障害者の就業促進に関する意識啓発等 障害者の雇用や就業の促進を図るため、商工団体、企業、国、区市町村等と意見交換や企業見学会を行うとともに、福祉部門、教育部門と連携して障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介する啓発用ハンドブックをわかりやすく作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。 さらに、障害者を多数雇用している中小企業を登録して、都のホームページ等で紹介し、その取組を都が広く周知することにより、障害者の積極的な雇用について普及啓発する。 [事業実施主体: 都]	・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催 ・障害者多数就労現場の見学・精神障害者就労セミナー開催 ・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成18,000部	・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催 ・障害者多数就労現場の見学 ・企業向け普及啓発セミナー開催 ・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成25,000部	事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。	産業労働局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	132 東京都障害者就労支援協議会 「10年後の東京」に掲げられた「今後10年間で障害者雇用を3万人以上増加する」という施策目標の実現を目指し、関係各局による従来の取組に加え、庁内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、障害者雇用における東京都独自の施策を打ち出す。 〔事業実施主体:都〕	2回開催 ※20年11月、「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」を策定	1回開催 ※震災のため1回中止	行動宣言の具体化に向けて協議を重ねていく。	福祉保健局 産業労働局	
	133 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成 都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が広く普及するよう、第三セクター企業における雇用事例、業務内容などを紹介する広報用パンフレットを作成し、周知・啓発を図る。 〔事業実施主体:都〕	既設企業の育成・指導	既設企業の育成・指導	モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。	産業労働局	広報用パンフレットは21年度をもって廃止
	134 障害者が働く駅構内店舗の設置 障害者の自立と雇用を支援するため、関係団体等と調整を進め、障害者が働く店舗を駅構内に設置する。 (都営地下鉄駅構内のスペースを、障害者が働く店舗を出店する者に貸し付ける。) 〔事業実施主体:都〕	1店舗設置	(20年度) 1店舗設置 (21年度) 2店舗設置 (累計4店舗) (22年度) 4店舗営業	19年度から21年度までの3か年で、3店舗の設置を目指す。	交通局	
	135 障害者による地域緑化推進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。 〔事業実施主体:都〕	—	8区市町村で実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	20年度新規事業
	136 東京ジョブコーチ支援事業 都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。 (財)東京しごと財団が以下の事業を民間団体に委託して実施する。 (1)東京ジョブコーチ人材養成研修事業 国に準じた養成研修を行うとともに、継続研修を実施する。 20年度:20名程度募集 (2)東京ジョブコーチ職場定着支援事業 (1)で養成したジョブコーチを差配し、企業に向いて職場定着支援をする。 〔事業実施主体:(財)東京しごと財団〕	—	ジョブコーチ数:60名 支援開始数:516件 稼働延べ日数:4,401日	都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。	産業労働局	20年度新規事業
	137 東京都特例子会社設立支援事業助成金 <目的> 障害者の雇用環境に配慮した特例子会社を都内に設立する事業主に対して、都が独自に設立費用の一部を助成することにより、特例子会社設立の動きを加速させ、都内における障害者の就業機会の拡大を図る。 <概要> 1 申請要件 ・特例子会社を都内に設立予定 ・特例子会社の認定日が平成20年6月2日以降(平成23年3月31日まで) ・東京都が主催するセミナー等で行う普及啓発事業等への協力 2 助成内容 ・特例子会社を設立するための必要対象経費の2分の1(上限300万円) 〔事業実施主体:都〕	—	助成件数:8社 助成額:19,384千円	特例子会社を都内に設立することにインセンティブを与え、都内における障害者の就業機会の拡大を図る。	産業労働局	20年度新規事業 22年度事業終了

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	<p>138 東京都中小企業障害者雇用支援助成金 <目的> 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図る。 (1)支給要件 ①障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、平成20年3月31日～平成23年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も引き続き雇用を継続する事業主。②中小企業であること(特例子会社は除く)。③対象障害者の就労場所が都内であること。④相談員の巡回訪問・相談を受けること。 (2)助成内容 重度障害者等は1人月3万円(定額)、重度障害者以外は1人月1万5千円(定額)【6か月分をまとめて支給、支給対象期間は2年間。】 (3)巡回訪問相談事業 財団法人東京しごと財団(心身障害者職能開発センター)に業務委託し、対象中小企業への巡回訪問・相談を行う。 [事業実施主体:都]</p>	-	支給決定件数 303件 助成金額 45,645,000円 訪問相談件数 289件	障害者の離職割合が高い当初3年間について改善を図るため、特定求職者雇用開発助成金が支給満了となる中小企業に対して、障害者を引き続き雇用する場合には、都が独自に賃金助成を行うとともに、相談員の巡回訪問により、雇用の継続をバックアップする。	産業労働局	20年度新規事業 22年度より、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間の末日について、「平成20年3月31日～平成23年3月30日までの間に支給対象期間が満了」から「平成20年3月31日～平成25年3月30日までの間に支給対象期間が満了」として2年間延長された。
(2) 都における障害者雇用の促進						
	<p>139 障害者雇用率3%の確保 障害者とその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。 [事業実施主体:都]</p>	(20年6月1日現在) 身体障害者雇用率(都全体) 2.30% (知事部局) 3.14%	(22年6月1日現在) 身体障害者雇用率(都全体) 2.21% (知事部局) 2.94% ※23年6月1日現在は集計中	都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。	総務局	
	<p>140 雇用にはチャレンジ事業 知的障害者、精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用(臨時職員雇用)を推進する。 [事業実施主体:都]</p>	-	6か月間 16人雇用 (福祉保健局12人、産業労働局4人) 【緊急雇用創出事業】 14人雇用 (福祉保健局14人、教育庁1人)	事業の推進を図る。	福祉保健局 産業労働局 教育庁	20年度新規事業 21年度より、「『緊急雇用創出事業』によるチャレンジ雇用」が追加 教育庁においては、22年度試行
(3) 自営業・在宅就労の支援						
	<p>141 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。 [事業実施主体:社会福祉法人]</p>	受講者数 10人 (5人×2年間)	受講者数 10人 (5人×2年間) ※ただし、1名年度途中で入院のため受講中断	継続して実施する。	福祉保健局	
取組3 安心して働き続けるための支援体制の整備						
(1) 就労面と生活面の一体的支援の提供						
	<p>142 区市町村障害者就労支援事業の拡充 (障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む) 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。 (対象) 一般就労を希望する、在宅の障害者(児)、福祉施設等で就労している障害者(児)及び一般企業・事業所等で就労している障害者(児)など (事業運営の強化) 平成19年度:「地域開拓促進コーディネーター」の配置(就労移行に関する施設経営者・職員、利用者、親などへの積極的な働きかけ、企業開拓・企業支援など) [事業実施主体:区市町村]</p>	37区市で実施	47区市で実施 地域開拓促進コーディネーター 23区市に設置	23年度までに、すべての区市町村での実施を目指す。 地域開拓促進コーディネーターを、23年度までに、毎年おむね10か所ずつ配置し、全ての区市で設置することを目指す。	福祉保健局	杉並区は障害者雇用支援センター(国事業)

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	143 就労支援サービス活用促進事業 区市町村就労支援センターの就労・生活支援の内容を紹介したDVDを制作し、企業に対して、支援内容の周知と活用の促進を図る。 [事業実施主体:都]	—	(21年度) 60分DVDを3,000本製作 支援機関に配布 (21~22年度) 各機関で活用	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	144 障害者就業・生活支援センターの設置促進等 (東京都地域生活支援事業) 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。 [事業実施主体:都]	4か所指定	5か所指定	引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の設置促進を図っていく。 23年度までに6か所の設置を目指す。	産業労働局 福祉保健局	
	145 就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修) 就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。 [事業実施主体:都]	—	118名 4日間×4回実施 44名 2日間×1回実施	研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。	福祉保健局	20年度新規事業
取組4 福祉施設における就労支援の取組の強化						
	146 作業所等経営ネットワーク支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 授産施設や作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。 [事業実施主体:区市町村]	7区市で実施	11区市で実施	作業等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	福祉保健局	
	147 工賃アップモデル事業所普及促進事業 工賃倍増の目標を実現するため、工賃アップを達成した事業所の事例を調査分析し、他の事業所へ好事例として紹介する。 [事業実施主体:都]	—	(21年度) 「工賃アップモデル事業所調査分析」を実施 (22年度) 「工賃アップセミナー」及び「自主製品等展示即売会」を実施	事業の推進を図る。	福祉保健局	21年度新規事業
	65 通所施設の整備(再掲)				福祉保健局	
	67 小規模作業所等の法内化促進策(再掲)				福祉保健局	
	145 就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修)(再掲)				福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
IV バリアフリー社会の実現						
取組1 福祉のまちづくりの推進						
(1) 福祉のまちづくりの総合的推進						
	148 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進 工商農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業や沿道一体整備事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。	【市街地再開発事業】 ①指導助成団体組合等施行 (都市機構施行含む) 29地区 公共施行 1地区 ②都施行 5地区 【土地区画整理事業】 ①指導助成団体組合等施行 (都市機構施行含む) 31地区 公共施行 32地区 ②都施行 10地区 【沿道一体整備事業】 3地区 ※19年度末施行中地区	【市街地再開発事業】 ①指導助成団体組合等施行 (都市機構施行含む) 22地区 公共施行 2地区 ②都施行 4地区 【土地区画整理事業】 ①指導助成団体組合等施工 (都市機構施行含む) 24地区 公共施行 29地区 ②都施行 10地区 【沿道一体整備事業】 5地区 ※22年度末施行中地区	引き続き、事業の推進を図る。	都 市 整備局	
	149 ユニバーサルデザイン整備促進事業 ① ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 集客施設の周辺を中心とした区域でユニバーサルデザインの観点から総合的な整備を行うことにより、福祉のまちづくりの推進を図る。 ② とうきょうトイレ整備事業 だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの整備促進を図る。 [事業実施主体: 区市町村]	①ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 6区市(豊島区・練馬区・葛飾区・八王子市・日野市・町田市) ②とうきょうトイレ整備事業 5区市(江東区・大田区・葛飾区・昭島市・日野市)	①ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 (20年度) 2区市(千代田区・立川市) (21年度) 3区市(足立区・小平市・日野市) (22年度) 2区(港区・世田谷区) ②とうきょうトイレ整備事業 (20年度) 2区4市(文京区・大田区・八王子市・昭島市・東村山市・清瀬市) (21年度) 5区4市(新宿区・墨田区・大田区・板橋区・練馬区・八王子市・青梅市・日野市・東大和市) (22年度) 6区1市(中央区・新宿区・墨田区・大田区・豊島区・板橋区・青梅市)	①毎年度5地区整備予定 ②毎年度16地区整備予定	福 祉 保健局	事業目標①5地区(21年度まで)⇒6地区(22、23年度)
	150 バリアフリー法に基づく認定 バリアフリー法に規定する誘導的基準を満たす建築物の建築主は所管行政庁の認定を受けることができる。その際、建築主の負担を軽減するため、次のような特典を受けられる。 ① 容積率の特例 ② 低利融資 ③ 税制上の特例措置 ④ バリアフリー環境整備促進事業 バリアフリー法に基づく認定を受けた民間建築物の移動システム(スロープ、エレベーター等)等の整備費の一部を補助する。 *バリアフリー法;「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行) [事業実施主体: 国、都、区市(所管行政庁)]	認定実績(累計) 326件 移動システム等整備事業 5地区	認定実績(累計) 446件 移動システム等整備事業 5地区	バリアフリー法の普及・啓発をはかる。	都 市 整備局	
	151 既存建築物改善事例集の活用 建築物の所有者、設計者等に改善事例等を紹介することで、既存建築物の改善を促進する。 [事業実施主体: 都]	ハンドブック等の活用により改善の促進を図った。	ハンドブック等の活用により、改善の促進を図った。	事例集、ハンドブックの活用により改善の促進を図る。	都 市 整備局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	152 国体競技会場及び周辺のユニバーサルデザイン化推進 平成25年の第68回国民体育大会の開催に向けて、競技会場となる施設の整備を図り、あわせて都におけるスポーツ環境の整備に資するため、区市町村に対する工事費の補助制度(補助率:工事費の1/2(限度額1億円(特例3億円))を平成20年度創設した。 平成20年7月に策定した「開催基本構想」で、競技会場やその周辺のユニバーサルデザイン化に取り組むこととしたため、平成21年度に、補助制度を改正し、「福祉のまちづくりに資する競技施設の整備事業」を補助対象に加える。 また、会場施設周辺のインフラ整備事業について、国体関連インフラ事業として取りまとめ、整備推進する。 [事業実施主体:都、区市町村]	—	施設整備補助 4施設	平成25年のスポーツ祭東京2013での円滑な競技会開催に向けて、施設整備を完了させる。	スポーツ振興局	21年度新規事業
	106 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援(再掲)				生活文化局	
(2) 住宅の整備						
	153 民間住宅におけるバリアフリー化の普及 都、区市町村、諸団体、事業者等、住宅のバリアフリーに関わる関係者の協力により、「だれもが安心して暮らせる居住の実現をめざして、バリアフリー住宅の整備及び普及の促進を図ること」を目的に東京都住宅バリアフリー推進協議会を設立された。 バリアフリーに関する技術や住まい方、高齢というライフステージの変化に伴う課題等について、様々な分野から意見を出しあい、情報交換を行うとともに、展示会やセミナー、相談の実施、会報の発行、バリアフリーコンペの実施などにより、民間住宅のバリアフリー化の普及を促進。 [事業実施主体:東京都住宅バリアフリー推進協議会]	<ul style="list-style-type: none"> ・会報・バリア協通信の発行 ・一般都民等向け講演会 ・会員を対象とした高齢者住宅等の見学会 ・住まいのバリアフリーコンペの実施 ・住宅改修給付事業区市町村別概要一覧作成 ・住宅バリアフリー相談 ・相談員養成講座、相談員スキルアップセミナー ・他団体イベントへの出展、相談員の派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> ・会報・バリア協通信の発行 ・一般都民等向け講演会 ・会員を対象とした高齢者住宅等の見学会 ・住まいのバリアフリーコンペの実施 ・住宅改修給付事業区市町村別概要一覧作成 ・住宅バリアフリー相談 ・他団体イベントへの出展、相談員の派遣等 	民間住宅におけるバリアフリー化の普及促進 数値目標 ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化率 31%⇒75% 高度なバリアフリー化率 8%⇒25% [東京都住宅マスタープラン2006-2015:2007年3月策定]	都 市整備局	
	154 既設都営住宅のバリアフリー化(エレベーター設置事業)の推進 都営住宅等の公共住宅の供給にあたっては、良質な住宅供給を推進する観点からすべてのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進める。 [事業実施主体:都]	1,101基	1,225基	既設都営住宅において、エレベーター(スロープも含む)の設置を進める。 18年度～20年度 195基 23年度末 1,360基	都 市整備局	
	155 既設都営住宅のスーパーリフォーム 都営住宅(約26万戸)の40%を占める昭和40年代に建設した住宅の建替えには相当の期間と経費を要するため、従来からの建替え事業を着実に進めていくほか、既存ストックを有効に活用していくため、昭和40年代の中規模(100～300戸)団地を対象に、躯体部分を残し、内装・設備を新築とほぼ同水準の住宅に更新するスーパーリフォーム事業を実施している。これにより、室内のバリアフリー化等による高齢者対応、建設廃棄物の軽減による環境配慮、躯体を耐用年数限度まで使用する資源の有効活用を図る。 【事業内容】 ①高齢化に対応した住戸内の間取りの変更・設備の更新 ②床の段差解消による室内のバリアフリー化及び手すりの設置 ③浴室、台所等の設備水準の向上 ④スロープ、エレベータの設置による高齢化の対応 [事業実施主体:都]	10年度 1,080戸 11年度 1,473戸 12年度 1,689戸 13年度 1,713戸 14年度 1,804戸 15年度 1,925戸 16年度 1,926戸 17年度 1,886戸 18年度 1,902戸 19年度 1,910戸 計 17,308戸	20年度 1,510戸 21年度 1,504戸 22年度 1,102戸 計 21,424戸	継続して事業を推進する。	都 市整備局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	156 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。 [事業実施主体:区市町村等]	-	(21年度) <障害者福祉施設開設> ・江戸川区小松川三丁目第2アパート ・多機能型通所施設 ・武蔵野緑町二丁目第3アパート 発達支援施設	地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。	都 市 整備局	
(3) 道路の整備						
	157 安全で快適な歩道の整備・特定道路のバリアフリー化 ① 安全で快適な歩道の整備 歩行者等を交通事故から守り安全な歩行空間を確保するため、歩道の未整備区間及び狭い幅員(2.0m未満)の歩道について、歩行者だけでなく自転車や車椅子の利用者も含め、誰もが安心して通行できる広い幅員(2.0m以上)の歩道を整備する。 ② 特定道路のバリアフリー化 区市町村が作成する基本構想に基づき、特定道路(都道)の歩道のバリアフリー化を行う。歩道のバリアフリー化とは、歩道の縦横断勾配や歩車道境界段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置である。 [事業実施主体:都]	①19年度整備延長 7.1km 19年度末現在整備対象延長 1,892km 幅員2m以上の歩道 1,129km ②45km	①22年度整備延長 6.9km 22年度末現在整備対象延長 1,884km 幅員2m以上の歩道 1,150km ② 68km(見込み)	継続して整備を推進する。	建設局	
	158 横断歩道橋のバリアフリー化 階段式の既設歩道橋をスロープ化するなど、バリアフリー化を図る。 [事業実施主体:都]	構築・改良 実施なし	構築・改良 1箇所(見込み)	継続して事業を推進する。	建設局	
	159 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進する。 [事業実施主体:都]	都市計画道路整備状況 区部:1,049km 多摩: 753km 都市整備局(19年度データ)	(21年度) 都市計画道路整備状況 区部:1,058km 多摩: 807km 都市整備局(21年度データ) ※22年度は集計中(都市整備局)	23年度末までに 区部環状道路の整備率 約90% 多摩南北道路の整備率 約80%	建設局	
	160 無電柱化の推進 歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。	606km	699km(見込み)	継続して整備を推進する。	建設局	
	161 視覚障害者誘導用ブロック等の設置 視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるようにするため、視覚障害者を誘導し、かつ段差や障害物を認識・回避できるよう、視覚障害者を誘導するためのブロックを設置する。	146箇所	403箇所(見込み)	視覚障害者の歩行が多い道路や公共交通機関と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路について、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。	建設局	
	162 路上放置物等の是正指導、広報 (建設局) 安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行う。 また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。 (警視庁) 安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。 また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。	(建設局) ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・8月9～11日に実施された「道の日」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。 (警視庁) ・3月を「道路交通環境整備強化推進期間」として設定したほか、年間を通じて全署において広報活動、官民一体となった合同パトロール等を行い、指導警告等を実施した。	(建設局) ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・8月26、27日に実施された「夢のみち」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。 (警視庁) ・年間を通じて広報活動、官民一体となった合同パトロール等を実施したが、特に3月を道路交通環境整備強化推進期間に指定し、路上放置物等の是正指導を推進した。	・ 是正指導の強化 ・ 効果的な広報の実施 継続して実施する。	建設局 警視庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	163 視覚障害者用信号機等の設置・改善 視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音(鳥の鳴き声)によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタンを押すのが困難な障害者が、携行小型発信器により電波を発し、青色表示時間を延長し安全な横断ができる高齢者等感応式信号機の整備を推進する。	整備箇所数 175箇所 <内訳> ・視覚障害者用信号機 150箇所 ・高齢者等感応式信号機 25箇所	整備箇所数 119箇所 <内訳> ・視覚障害者用信号機 96箇所 ・高齢者等感応式信号機 23箇所	継続して実施する。	警視庁	
	164 道路標識の整備 見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。	整備数 1,599本 <内訳> ・新設・更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 954本 ・修繕数(標識板のみ交換) 645本	整備数 1,522本 <内訳> ・新設・更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 1,183本 ・修繕数(標識板のみ交換) 339本	継続して実施する。	警視庁	
(4) 公園、河川等の整備						
	165 海上公園における障害者向け配慮 海上公園に車椅子使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図る。また、新設時も「だれでもトイレ」等を備えた整備を図る。 [事業実施主体:都]	だれでもトイレ設置状況 20公園/40公園 42棟/71棟	だれでもトイレ設置状況 20公園/40公園 43棟/72棟	既設公園の改良及び新規公園の整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき整備・拡充を図る。	港湾局	23年4月1日付けで、以下の施設をスポーツ振興局へ移管した。公園としては港湾局が管理を行っている。 ・有明テニスの森公園 有明コロシアム(1棟/7棟)
	166 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進 誰もが水辺に親しめるように、河川の整備にあわせ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設置したり、スーパー堤防の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化を図るなど、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。 また、整備済の箇所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。 ①中小河川整備での取組 ・護岸整備に合わせた管理用通路の設置 ・背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸で整備し、併せてスロープを設置する。 ②低地河川整備での取組 ・スーパー堤防等の整備にあわせ、スロープの設置を図る。また、テラスの連続化やスロープの設置などを推進し、バリアフリー化を図る。 ③整備済河川での取組 ・整備済の箇所において、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。 [事業実施主体:都]	①中小河川整備 ・201.1km ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 ・155.4km ○江東内部河川整備 ・24.4km ○スーパー堤防等の整備 ・14.2km ○テラスの整備 ・40.7km ③整備済河川での環境整備 ○中川で堤防緑化等	①中小河川整備 ・209.8km ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 ・155.7km ○江東内部河川整備 ・31.6km ○スーパー堤防等の整備 ・15.0km ○テラスの整備 ・42.8km ③整備済河川での環境整備 ○中川、乞田川等で緑化	事業の推進を図る。	建設局	
	167 都立公園の整備 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。主な整備内容は、「だれでもトイレ」の設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等である。 [事業実施主体:都]	都立公園面積 19年度末 1,857ha	都立公園面積 22年度末 1,960ha	新規の公園整備及び既設の公園整備において、引き続き、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。	建設局	
(5) 公共交通機関の整備						

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	168 都営交通機関（地下鉄・バス）の施設・設備の整備 【都営地下鉄】 ①平成22年度までに、ホームから地上までエレベーター等を利用して移動できるルートを、少なくとも各駅で1ルート確保する。 ②車いすを利用している方や乳幼児連れ、オストメイトの方にも利用できる「だれでもトイレ」を整備する。 ③ホームの転落防止対策の検討。 【都営バス】 ④今後購入するバスは、すべてノンステップバスとする。 [事業実施主体: 都]	①83駅/106駅中整備済み ②104駅/106駅中整備済み ③大江戸線可動式ホームさく整備計画の策定 ④1077両/乗合1474両中導入	①96駅/106駅中整備済み ②106駅/106駅中整備済み ③大江戸線可動式ホームさく設置工事、車両改修 ④1376両/乗合1462両中導入	すべての人が円滑に鉄道駅施設を利用できるように、都営地下鉄駅のバリアフリー化を推進し、安心して外出できる環境の整備を目的とする。 22年度末までに、すべての駅でエレベーター等による1ルートを確保する。 23年度から順次ホームさくを稼働させられるよう、設置工事を進め、25年度末までに大江戸線の全38駅でホームさくの設置完了を目指す。 すべての人が円滑にバス車両に乗降できるように、今後購入するバス(観光バス除く)は、すべてノンステップバスとし、安心して外出できる環境の整備を目的とする。 24年度には、すべてのバスをノンステップバスとする。	交通局	21年度より、①事業内容・事業目標を「24年度末までにすべての駅で1ルートを確保する。」に変更。
	169 鉄道駅エレベーター等整備事業 高齢者や障害者を含む全ての都民が、円滑に社会参加できる環境を創出するため、既存の鉄道駅に車いす対応エレベーター等を整備する鉄道事業者に対して補助を行う区市町村の取組を支援する。 [事業実施主体: 区市町村]	181駅 (補助実績の合計)	229駅 (補助実績の合計)	22年度までにエレベーターを必要とする全ての駅を整備	福祉保健局	
	170 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。 [事業実施主体: 都]	2,439両 (補助実績の合計)	3,080両 (補助実績の合計)	22年度までに購入される都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要なすべての車両。	福祉保健局	
取組2 情報面のバリアフリー						
(1) 情報提供体制の整備						
	171 障害者向け都政情報の提供 視覚障害者のために、点字版・テープ版広報紙を作成し、配布する。 [事業実施主体: 都]	<広報東京都(点字版・テープ版)の作成> ・点字版 年12回 1回1,500部 ・テープ版 年12回 1回1,800組 <都庁総合ホームページ> 一部に音声読み上げ機能を導入	<広報東京都(点字版・テープ版)の作成> ・点字版 年13回 1回1,250部 ・テープ版 年13回 1回1,700組 <都庁総合ホームページ> 一部に音声読み上げ機能を導入	継続して実施する。	生活文化局	
	172 福祉保健局ホームページにおける情報提供 障害者や高齢者などが利用しやすいよう、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付加した、アクセシビリティに配慮したホームページを通じて、情報提供を行っていく。 (主な機能) ・音声読み上げ ・画面拡大 ・カラー変更 ・振り仮名(平仮名・ローマ字) [事業実施主体: 都]	20年1月から実施	継続して実施する。	継続して実施する。	福祉保健局	
	173 音声コードのマニュアル作成・普及 視覚障害者への情報提供に有効な音声コードに関し、利用にあたって留意すべき事項などをまとめたマニュアルを作成・公開するとともに、その内容の普及を通じて、視覚障害者への情報提供の一層の充実を図る。 [事業実施主体: 都]	-	(21年度) ・「音声コード」活用についての研修(全庁対象) 実施 計3回 参加者 計99人 (22年度) ・「音声コードの使い方」についての研修(局内対象) 実施 計2回 参加者 計61人	マニュアルを作成し、内容の普及を図る。	福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標(現行計画策定時点)	所管局	備考
	174 「消費生活情報」の提供 視覚障害者等、身体のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音テープや字幕入りビデオ等により情報を提供する。 [事業実施主体: 東京都消費生活総合センター]	〈「東京くらしねっと」録音テープ版の作成〉 ・作成数 1,350本×6回 〈字幕入り消費者教育ビデオの制作〉 ・年2種類を制作 〈障害者向け出前講座の実施〉 ・実施回数 10回	〈「東京くらしねっと」CD版の作成〉 ・作成数 1,350本×6回 〈字幕入り消費者教育DVDの制作〉 ・年2種類を制作 〈障害者向け出前講座の実施〉 ・実施回数 3回	継続して実施する。	生活文化局	
	175 字幕入映像ライブラリー事業(東京都地域生活支援事業) 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。 [事業実施主体: 都]	貸出実績 881件 2,360本	貸出実績 594件 1,565本	継続して実施する。	福祉保健局	
	176 視覚障害者用図書の製作及び貸出 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書(点字図書、録音媒体)を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。 [事業実施主体: 都]	(貸出用図書) 点字図書 製作 302冊 貸出 1,064冊 声の図書 製作 1,015巻 貸出20,682巻 (希望図書) 点字図書 製作 674冊 声の図書 製作 1,500巻	(貸出用図書) 点字図書 製作 302冊 貸出 1,318冊 声の図書 製作 305巻 貸出 11,064巻 (希望図書) 点字図書 製作 622冊 声の図書 製作 302巻	継続して実施する。	福祉保健局	
	177 点字による即時情報ネットワーク(東京都地域生活支援事業) 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。 [事業実施主体: 都]	(点字) 延配布者数 23,500人 (音声) アクセス数 854回	(点字) 延配布者数 23,500人 (音声) アクセス数 652回	継続して実施する。	福祉保健局	
	178 点字録音刊行物の作成及び配布(東京都地域生活支援事業) 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。 [事業実施主体: 都]	(点字本) 12種類 各 723部 (録音テープ) 12種類 各 1,130本	(点字本) 12種類 各 723部 (録音テープ) 12種類 各 1,130本	継続して実施する。	福祉保健局	
	179 「手話交番」の表示板の設置 一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。 【警視庁職員に対する手話研修】 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。 [事業実施主体: 都]	手話技能を有する警察官が配置されている繁華街、駅前等の交番を手話交番に指定し、「手話交番」表示板を掲示して運用した。	2署2交番	「手話委託研修」へ警察官を派遣し、多くの手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。 継続して実施する。	警視庁	「手話技能検定」により手話技能を修得した地域警察官を交番に配置した場合に、署長の指定によって「手話交番」として運用する。
	180 交番等における「コミュニケーション支援ボード」の活用 交番等において、障害者や高齢者に対し 話し言葉によるコミュニケーションの障害(バリア)を解消する方策の一つとして、イラスト等を表示した「コミュニケーション支援ボード」を活用し、意思の伝達を行うことにより、障害者等と警察官とのコミュニケーションに役立て適切な都民応接を推進する。	—	(20年度) 交番・駐在所及び警察署受付用としてA3サイズのを2,000部、パトカー用としてA4サイズのを800部配付	「コミュニケーション支援ボード」を効果的に活用し、適切な運用を図る。	警視庁	20年度より取組開始

取組3 制度面のバリアフリー

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	181 東京都職員採用試験制度 身体障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験実施面での配慮を行うとともに、身体障害者を対象とする採用選考を実施する。 ① 身体障害者選考の実施 引き続き、身体障害者を対象とする選考を実施する。 ② 採用試験方法への配慮 点字試験：Ⅰ類福祉Cで実施 (昭和48年度から) Ⅰ・Ⅱ類事務で実施 (平成4年度から) 拡大文字試験：全職種で実施 (平成5年度から) ワープロ試験：事務で実施 (平成6年度から) ※平成19年度から、Ⅱ類事務の採用試験は廃止。また上記Ⅰ類はⅠ類Bとなった。	(19年度) 7名採用	(22年度) 8名採用	引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。	人事委員会 事務局	
	182 公職選挙実施に伴う障害者への配慮 選挙の実施に際して、公職選挙法に基づくものの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。 《法令に基づく施策》 ・点字による投票(公職選挙法47条) ・代理投票(同法48条) ・指定施設での不在者投票 (同法施行令55条) ・政令で定める者の郵便等投票 (同法施行令59条の2) ・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票(同法施行令59条の3の2)	1 点字ジャーナル号外及び愛 盲時報号外 (全文音声版)の購入・配布 2 投票所入場整理券及び投票 シール貼付 3 投票のための点字器の配 置 4 記載台の改善 5 案内表示の拡大 6 受付に手話のできる職員を 配置 7 車いす・つえの配置 8 投票所で段差のある所に仮 設のスロープを設置	1 点字版「選挙のお知らせ」 の作成及び愛盲時報号外(全 文音声版)の購入・配布 2 投票所入場整理券及び投票 箱に点字シール貼付 3 投票のための点字器の配 置 4 記載台の改善 5 案内表示の拡大 6 受付に手話のできる職員を 配置 7 車いす・つえの配置 8 投票所で段差のある所に仮 設のスロープを設置 9 都知事選挙の政見放送に 手話通訳を導入 10 不在者投票についての DVD作成	引き続き、障害者に対し、必要な配慮を行う。	選挙管 理 委員会	
取組4 心のバリアフリー						
(1) 障害理解のための啓発・教育の推進						
	183 ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害者問題について都民の理解と認識をさらに深めるため障害のある人とない人々が同じ体験を通じてふれあう場を設け、障害者の福祉増進を図る。 [事業実施主体：民間団体]	東京都庁第一本庁舎5階大 会議場 定員500人	みらい座いけぶくろ (豊島公会堂) 定員800人	継続して実施する。	福祉 保健局	
	184 精神保健知識の普及・啓発 (東京都地域生活支援事業) 精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る。 [事業実施主体：都]	・東京都精神保健福祉民間団 体協議会委託 刊行物 年1回 講演会 年2回 個別相談 年1,500回 地域巡回相談 30回 ・東京都精神保健福祉協議会 委託 刊行物 年2回 講演会 年1回	・東京都精神保健福祉民間団 体協議会委託 刊行物 年1回 講演会 年2回 個別相談 年1,524回 地域巡回相談 37回 ・東京都精神保健福祉協議会 委託 刊行物 年2回 講演会 年1回	効果的な普及・啓発の推進 に努める。	福祉 保健局	
	185 福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。 [事業実施主体：都、区市町村]	区市町村ごとに実施	小中：区市町村ごとに実施 高校：「奉仕」の授業で実施	福祉教育の推進について、 必要に応じ指導主事等連絡協 議会、教育課程編成状況に関 する説明会等において、区市 町村教育委員会への情報提供 を行う。 19年度から都立高等学校に 導入された必修教科「奉仕」と の関連性を図り、小・中学校及 び高等学校における段階に応 じた福祉に関する学習内容の 充実を図る。	教育庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	186 障害に関するシンボルマークの周知・普及 (東京都地域生活支援事業) 国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。 [事業実施主体:都]	広報誌、障害者週間ポスター等で周知	広報誌、障害者週間ポスター等で周知	引き続き実施する。	福祉保健局	
	187 事業者用教育訓練プログラム 高齢者や障害者を含めたすべての人が、まちを移動する中で店舗等を快適に利用するためには、出入口の段差解消などのハード整備だけではなく、サービスを提供する従業員が、利用者の心理的・身体的等様々な特性を理解し、多様なニーズを把握しながら対応することが必要である。 このため、店舗等においてサービスを提供する従業員に対し、人々の多様性への正しい理解。基本的な接遇・介助技術を身につける研修プログラムを作成する。 [事業実施主体:都]	-	(21年度) 普及啓発用パンフレット 「みんながまた来たくなるお店づくり」の作成 10,000部 事業者団体等連絡協議会、区市町村等へ配布	高齢者や障害者を含めたすべての人への理解を深め、多様なニーズにおもてなしの心で接客する店舗等の拡大 21年度:作成したプログラムは事業者団体等に配布し、研修等の取組を促す。 22年度~:プログラムを使用し、事業者団体が主体となり研修を実施	福祉保健局	21年度事業終了
	109 特別支援教育の理解啓発の推進(再掲)				教育庁	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
(2) 広報活動の充実						
	188 広報活動の充実 障害者及び障害者問題に関する都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。 [事業実施主体: 都]	・広報東京都 毎月1回 450万部発行 ・都政広報番組 テレビ 5番組 ・都政ニュース テレビ 1番組 ラジオ 3番組 ・都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約736万件	・広報東京都 年13回 425万部発行 ・都政広報番組 テレビ 5番組 ・都政ニュース テレビ 1番組 ラジオ 2番組 ・都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約995万件	各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。	生活文化局	
(3) 障害者に関する調査・研究、広聴						
	189 障害者に関する調査の実施 福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)の生活実態調査を実施している。 そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施する。 [事業実施主体: 都]	10年度及び15年度 東京都社会福祉基礎調査「障害者の生活実態」 17年度 精神保健福祉ニーズ調査	東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」(20年度) 調査実施 (21年度) 結果公表	継続して実施する。 ※東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」 20年度: 調査実施 21年度: 結果公表	福祉保健局	次回25年度実施予定
	190 首都大学東京社会福祉学の研究・教育 首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。 [事業実施主体: 公立大学法人首都大学東京]	(19年5月1日時点学生数) 都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 53名 人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 13名	(22年5月1日時点学生数) 都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 78名 人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 19名	教育・研究の充実に図る。	総務局	
	191 広聴活動の充実 世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。 [事業実施主体: 都]	・世論調査 年3回実施 ・都政モニター 年9回実施 ・都民の声総合窓口 (知事への提言、苦情・要望等) 約17,000件 ・都政一般相談 約11,000件	・世論調査 年3回実施 ・都政モニター 年9回実施 ・都民の声総合窓口 (知事への提言、苦情・要望等) 24,838件 ・都政一般相談 10,247件	継続して実施する。	生活文化局	
V サービスを担う人材の養成・確保						
取組1 福祉人材の養成・確保						
(1) 人材養成機関の整備・運営						
	192 首都大学東京健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。 [事業実施主体: 公立大学法人首都大学東京]	(19年5月1日時点学生数) 健康福祉学部 610名	(22年5月1日時点学生数) 健康福祉学部 852名	首都大学東京健康福祉学部の運営 (養成規模) ①看護師、保健師 80人 ②理学療法士 40人 ③作業療法士 40人 ④診療放射線技師 40人	総務局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
(2) 福祉人材センターの運営						
	193 福祉人材センターの運営 福祉分野における無料職業紹介事業をはじめ、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。 平成18年4月には、規制緩和により無料職業紹介の対象範囲が社会福祉法第2条以外の事業にも拡大したため、相談機能のさらなる充実を図っている。 また、平成16年7月には、東京しごとセンター内へ移転し、一体的な連携が可能となり、利用者に対してワンストップで福祉事業と民間事業の就職相談、紹介サービスを提供することができるとともに、キャリアカウンセラーによるきめ細かい相談を実施するなど、機能強化を図っている。 [事業実施主体:都]	求人数 14,022人 新規求職登録者 3,827人 紹介就職者数 1,023人 就職率 26.7%	求人数 16,362人 新規求職登録者 6,878人 紹介就職者数 3,492人 就職率 50.8%	福祉人材の確保・養成を図る。	福祉保健局	20年6月より民間就職支援会社によるキャリアカウンセリング開始 21年3月よりチャレンジ介護開始
(3) 介護従事者等の養成・修学支援						
	194 ホームヘルパー養成研修事業 (1) 障害者(児)居宅介護従事者養成研修1級～3級 障害者(児)の多様化するニーズに対応した必要な知識・技術を有する居宅介護従事者の養成	19年度研修修了者 1級 2人 2級 8,901人	(21年度) 研修修了者 1級 1人 2級 1,387人 3級 36人 ※22年度は集計中	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福祉保健局	
	(2) 日常生活支援従事者養成研修 全身性障害者に対する介護及び家事に関する知識及び技術を有する従事者の養成 (平成18年10月から重度訪問介護従事者養成研修に再編)	研修修了者 765人	(21年度) 研修修了者 981人 ※22年度は集計中		福祉保健局	
	(3) 行動援護従事者養成研修 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従事者の養成(平成19年1月から実施) [事業実施主体:区市町村・民間養成事業者]	研修修了者 177人	(21年度) 研修修了者 125人 ※22年度は集計中		福祉保健局	
	195 難病患者ホームヘルパー養成研修 難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了(履修中を含む。)した者(及び介護福祉士)に対し、必要な知識や技能の習得に向けた研修を行う。 [事業実施主体:都]	養成研修修了者 累計 571人	養成研修修了者 累計 283人	継続して実施する。	福祉保健局	
	196 ガイドヘルパー養成研修事業 (1) 視覚障害者移動介護従事者養成研修 視覚障害者(児)の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従事者の養成 (平成18年10月から視覚障害者移動支援従事者養成研修として実施)	研修修了者 932人	(21年度) 研修修了者 834人 ※22年度は集計中	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福祉保健局	
	(2) 全身性障害者移動介護従事者養成研修 全身性の障害者(児)の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従事者の養成 (平成18年10月から全身性障害者移動支援従事者養成研修として実施)	研修修了者 517人	(21年度) 研修修了者 493人 ※22年度は集計中		福祉保健局	
	(3) 知的障害者移動介護従事者養成研修 知的障害者(児)の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従事者の養成 (平成18年10月から知的障害者移動支援従事者養成研修として実施) [実施根拠:平成18年8月1日障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」] [事業実施主体:区市町村・民間養成事業者]	研修修了者 409人	(21年度) 研修修了者 845人 ※22年度は集計中		福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末状況等	平成22年度末状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
	197 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成 福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。 [事業実施主体:都]	6校 年間定員360名	6校 年間定員345名	職業能力開発センターにおける介護従事者養成の訓練内容の充実を図る。	産業労働局	
	198 介護福祉士等修学資金の貸与 介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、将来、都内の社会福祉施設等で介護業務や相談援助業務に従事しようとする者に修学資金を貸与して、修学を容易にすることにより、介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保を促進する。 [事業実施主体:都]	貸与件数:123件 貸与総額: 52,524,000円	貸与件数:159件 貸与総額: 102,782,000円	福祉人材の養成・確保のため、引き続き事業を継続していく。	福祉保健局	
	15 障害者IT支援総合基盤整備事業(再掲)				福祉保健局	
(4) 障害者自立支援法施行に伴う人材の養成						
	199 相談支援従事者研修 (東京都地域生活支援事業) 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等援助技術の習得及び相談支援従事者の資質の向上を図る。 [事業実施主体:都]	・初任者研修 1回 ・その他対象者も含めた研修 2回	・初任者研修 1回 ・現任研修 1回 ・その他対象者も含めた研修 2回	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福祉保健局	
	200 サービス管理責任者研修 (東京都地域生活支援事業) 障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。 [事業実施主体:都]	研修修了者 698人	研修修了者 852人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福祉保健局	
	201 障害程度区分認定調査員等研修 (東京都地域生活支援事業) 自立支援給付に係る障害程度区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。 ①障害程度区分認定調査員研修 ②市町村審査会委員研修 ③主治医研修 [事業実施主体:都]	研修修了者 ① 302人 ② 115人 ③ 1,265人	研修修了者 ① 273人 ② 64人 ③ 816人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。	福祉保健局	
(5) 研修の充実						
	202 研修の充実 ① 行政機関職員研修 対象:生活保護行政等(及び社会福祉行政)に従事する職員 内容:今日的課題についての理解 ② 社会福祉・保健医療連携研修 対象:公私(都及び民間)の社会福祉事業従事者 内容:保健・医療・福祉に関するそれぞれの専門的知識を駆使し、地域における在宅福祉のニーズに対し、的確かつ総合的に対応できるよう、諸サービスの調整能力及び問題解決能力の向上を図る ③ 人権研修 対象:公私(都及び民間)の社会福祉事業従事者 内容:人権についての正しい理解と認識 ④ 民生児童委員研修 対象:新任及び現任の民生・児童委員 内容:人権についての正しい理解と認識 [事業実施主体:都]	①福祉行政課題別研修等 ②在宅福祉・保健医療サービス指導者研修 ③社会福祉事業従事者人権研修 ④民生委員・児童委員(新任・現任)人権研修	① 3回開催 受講者数350人 ② 1回開催 受講者数55人 ③ 3回開催 受講者数 1,007人 ④ 研修受講者:3,852人 (新任:1,641人、 現任:2,211人)	東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。	福祉保健局	
	38 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業(再掲)				福祉保健局	

事業体系	事業名・事業内容	平成19年度末 状況等	平成22年度末 状況等	事業目標 (現行計画策定時点)	所管局	備考
(多様な取組への活用が可能な事業)						
	203 区市町村地域生活支援事業 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する。 [事業実施主体: 区市町村]	(必須事業) 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業 (その他の事業) 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。	(必須事業) 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業 (その他の事業) 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。	引き続き実施する。	福祉保健局	
	204 障害者施策推進区市町村包括補助事業 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。 [事業実施主体: 区市町村]	・先駆的事业 ・選択事業 ・一般事業	・先駆的事业 ・選択事業 ・一般事業	引き続き実施する。	福祉保健局	